

第 4 日

1. 平成26年 9月19日午前10時00分招集
2. 平成26年 9月19日午前10時00分開議
3. 平成26年 9月19日午後 6時45分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 高巢泰廣	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 杉村幸敏	12番 笹淵賢吾
13番 荒木拓馬	14番 杉本和彰	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	松尾裕二	書記	前田聡子
------	------	----	------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	福原秀治	教育長	小出正泰
総務課長	高木洋一郎	総合支所長 兼住民課長	松尾憲成
会計管理者	隈部久美子	企画課長	今村裕司
税務住民課長	石原民也	健康福祉課長	堤一徳
経済課長	坂本政明	建設課長	池田宝生
学校教育課長	吉田収	社会教育課長	有富孝一
福祉課長	坂本誠司	事業課長	山下仁
町立病院事務部長	豊後正弘	特別養護老人 ホーム審議員	石原忠邦
代表監査委員	竹下進一		

12. 議事日程

- | | | |
|------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第38号 | 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第39号 | 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |

- 日程第3 議案第40号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第41号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第42号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 和水町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第7 議案第44号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第45号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第46号 平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第47号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第48号 字の区域の変更について
- 日程第12 常任委員長決算審査報告について
- 日程第13 認定第1号 平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第14 認定第2号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第3号 平成25年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第4号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第5号 平成25年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第6号 平成25年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第7号 平成25年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第8号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第9号 平成25年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第10号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第11号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算
- 日程第24 報告第4号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第25 報告第5号 平成25年度和水町一般会計繰越精算報告について
- 日程第26 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第27 閉会中の継続審査について（各委員会）
- 日程第28 議員派遣の件
- 日程第29 閉会中の継続調査について（各委員会）
-
- 追加日程第1 発議第3号 2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について
- 追加日程第2 発議第4号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書提出について
- 追加日程第3 発議第5号 「農業改革」に関する意見書提出について
- 追加日程第4 発議第6号 今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急

対策を求める意見書提出について

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議採決となっております。

日程第1 議案第38号 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第1、議案第38号「和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号、和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第39号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第2、議案第39号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

**日程第3 議案第40号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について**

○議長（杉本和彰君） 日程第3、議案第40号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この議案については一般質問で質問いたしましたが、答弁が時間の制約もありましたので、答弁がはっきりしない部分もありましたので、再度質問をいたしますが、資料を配られた中に、7ページですね。その前に、6ページの一番下の方に、枠内に、特定教育保育の提供にあたって、当該特定教育、保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価について当該特定教育保育に要する費用として見込まれるものの額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる、そして、7ページにいきまして、特定保育教育保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の中の支払いを支給認定保護者から受け取ることができるということで、1番から5番まで書いてあります。

これを見てもみますと、これまでの保育料の中からオーバーするものが特定保育というかたちでやった場合、それが保育料にプラスして保護者負担が増えるというふうに受け取るわけですが、そのことについて第1点、お聞きします。

保育料が増額になるのかどうかという1点ですね。

それから、15ページになりますが、2の特定地域型保育事業の運営に関する基準という中で、この利用定員の中で家庭保育事業が1人以上5人以下のところですね。

それから小規模保育事業A型及び小規模事業B型、6人以上から19人以下と。

小規模保育事業がC型。それから6人以上から、10人以下ということですね。

居宅訪問型保育事業が1人ということで、提案をされてるわけですが、この間も言いましたように、A型で保育資格者は、100%というふうになつとるわけですね。

それからB型。小規模保育事業B型ですね。

これは、保育資格者が半分の50%でよいというふうになつてるわけですね。

それからC型の6人から10人以下の小規模保育事業ですね。これは、保育資格者は、0と。資格を持たない人がやってもよいというふうになつてるわけですね。この点からしますと非常に子ども達の保育が、質が低下するというふうに感じるわけですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹渕議員の御質問に概略をお答えいたします。

確かに保育料の実質値上げについて、実質的な値上げにならないかという部分につきましては、オプションによりましては、そういう部分がでてまいるかもわかりません。

それから2点目の保育資格者、ということにつきましては、町としては極力資格を持っておられる方が保育にあたっていただくと、いうふうなことを旨としておりますけれども、現状の保育士不足等々を考えますと、かなり全員資格を持っておるということについては、大丈夫かといわれればその部分は大いに努力しなくちゃいかんという部分があると思います。

また、国の方といたしましても、和水町のような地方の地域にとりましては、さほど待機児童というのについての問題はないところでございますけれども、大都市におきましては、これは喫緊の課題であるということで、そのへんの解消を眼目においておるといことかと思っております。

先の一般質問の時にも申し上げましたように、今後肉付けしていかなくちゃいかんところが、多々あろうかと思っております。そのへんはまた、議員さん方の御意見も頂戴しながら進めてまいりたいと思っております。

逆に私の方からそういう部分につきましては、御意見なり御協力なりをお願いするところでございます。

私の不足部分については担当課長より御答弁をさしていただきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今、町長が答弁した部分に、ちょっと補足させていただきます。

まず最初の6ページから7ページにかけての部分ですが、支払いが保護者負担金が多くはならないかという部分でございますが、町長が申し上げましたようにオプションという部分がもし出てくればと、増える部分がでてくると思っております。

例えばスクールバスを運行しますとか、そういう部分についてはオプションというかたちでプラスでお支払いをいただくという部分はでてくるのかなと思っております。

ただ、徴収する場合においても、まずもって事前説明、それから書面での同意、それから事前の手続きを通じて説明責任を持った中で、そういう実費徴収を行うというふうなかたちにしておりますので、そのへんは今までの部分の中に特別に加算されない他はないと思っております。

それと、15ページの部分ですかね。これについては先ほど町長が申し上げましたように、できるだけ資格者の方に、お願いしたいというふうに思っております。

それにまた実際のところ、今のところ町として、待機児童という部分がありますので、このへんは全体的な今の保育の方での、各事業所さんからの立ち上げたいということは、伺っておりませんので、もし、そういう部分がでてきたときには、できるだけ資格者を先にということでの御説明は申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 条例の提案の中でそういう文章に負担増になる部分、保育料の負担増になる部分と、それから保育士がいなくても保育ができるというふうなかたちになってますので、

先ほど言いました内容ですけれども、だからこの条例が制定されますと、その方向で進められるというふうになりますので、問題点が残るということはあると思うんですね。

そこらへんは町長も御理解だと思いますが、この子ども子育て新支援制度、支援新制度ですね。これは、今後和水町の5年間の計画を立てるというふうになってると思うんですね。

それは、5年間の計画そのものを議員はもらっておりませんので、どういう内容かというのは、具体的にはわかりませんが、できればそれ配布していただきたいということが一つですね。

それから5年間の計画を立てる上で、保護者とか保育園に対して、アンケートとかをとられて今後5年間の計画を立てられたのか、これまでこの関係する会議を5回ほど開いたというふうな説明でしたけれども、その5回の説明の中で、どういったことが意見としてだされたのか。

例えば国の基準でこの条例が今回提案されるということですが、これに沿ったかたちで、会議をおそらく進められるかと思いますが、その国の基準について、保護者なり保護者の代表なり、それから施設関係者、こういったところからの意見はでなかったのか。できればそのことを答弁していただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） まず1番最初の計画のことですが、今後この3月までの間に計画を策定するというかたちになりますので、順次今回の一般会計の方にも補正予算をお願いしておりますけれども、委員会を開きながら、協議会を開きながら実施していきたいと、皆さまの御意見を伺いながらやっていくということで考えております。

それから、保護者の代表5名の方とか、一応委員会の委員の部分を上申しますと、和水町の子ども子育て推進協議会の委員の構成は、子どもの保護者といたしまして、町内各園の保護者代表4名の方、それと町郡PTA連合会長様、それから子ども子育て支援事業者といたしまして、町内各園の園長先生4名、それから教育委員会代表といたしまして、小学校長代表1名。学識経験者といたしまして、総務文教厚生常任両委員長様、それと民生員の主任児童委員2名の方等を含めた19名の構成でやっております。

その中でいろいろと御意見を聞きながら進めてるところでございます。量の見込み等についても先ほど議員の方からありましたようにアンケート調査を実施しております、そのアンケート調査の中身を業者の方に委託してどういう量の見込みになってるかという部分を精査した中での今後5年間の量の見込みを今の協議会の中で協議をしていただいております。

一番多い部分は、どうしても施設の方々に実際的に今の定員と今後の利用の状況等を勘案した中でどうだろうかということ十分に協議をしていただきまして、量の見込みとしては今後5年間、町で増えることはない今の現状のままで大丈夫だというふうな意見を聞いた中で、今回議案等も出してるところでございます。

この条例案を皆さまに御協議いただいたときには、特別にうちの方から申し上げましたように地域制において国の基準をどこでか変えないかとか、そういう部分がありますかというこう話を申し上げたところ、特別にそこまではないというようなことも皆さまからの御意見をいただき

ましたので、今回このように国の基準のしたがうべき基準、参酌するべき基準をそのまま和水町の基準というかたちでお示ししている部分でございますので、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 5年間の計画は3月までに策定するというのですが、やっぱりそれはもっと早く、この条例をだす前におおかたを作るべきじゃないかと。提案をする前にですね。

これは他の市町村聞いてみますと、もうほとんど骨子として作られて、おおかたの部分はできてるんですよ。

ところが和水町ではできてないということですから、これはちょっと不手際だと私は思います。

やっぱり子育て支援制度が大幅に変わるわけですから、そういう面ではきちっと条例の時に、計画を立てておくということが大事だというふうに思います。

条例の中で家庭保育、家庭的保育事業ということもありますし、小規模保育ということで条例としてなってます。

さきほど答弁の中で子どもは増える状況じゃないので、今の保育園あるいは幼稚園の施設で十分足りるのではないかと、都会のような待機児童が多いという状況ではないと。アンケートの結果も示されて言われました。

しかし、これが今のある町内にある保育園以外に先ほど言いました家庭的保育、それから小規模保育、こういったものが、企業として営利企業がやろうとすれば、この条例にのっとってやれるということもありうるわけですね。それも狙いの一つだと思うんですが、ですから条例でこういうふうに謳っていると外部からの和水町に入ってきて、この保育園事業を進めていくということも可能になってくると私は思うんですね。そういう面ではやっぱりこれは条例そのものは、この間も指摘しましたけれども、国の基準に全部同じようにするんじゃないかと、やっぱり町独自の基準を作り上げていくと、いうことを私は大事だと思うんですね。

その点で今回提案されてますが、5年間ということで、子どもは増えないということで、さしよりはこの条例が実施されたとしても、営利企業とか入ってくる可能性はないかもしれませんが、しかし可能性としては0ではないわけですね。ですからそういう面で、そこからの外部営利企業あたりが入ってくると、こようとしたときに町の判断で、どういうふうにされるのか、もしそれも受け入れるということであれば、私もこの議案については、反対をしなければなりませんので、やっぱり今の、保育水準を引き下げないと、保育料の問題でも保育料が上がる可能性がある、という答弁でもありましたので、そういう面では、保護者の負担増になるということではそういうふうにいけば条例そのものが反対をせざる得ないというふうに感じております。

その点について伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。お答えいたします。総論から申しますと、笹淵議員の御指摘、または御心配については、私自身もごもっともな部分が多いというふうに考えます。

御指摘がございますけれども、やや立ち遅れの感があるんじゃないかというような御指摘でございます。首長といたしまして、大変申し訳ないことでございますけれども、その御指摘の部分は当たらずとも遠からず。確かに立ち遅れの部分がございます。

したがって今回はつい、昨日ですかおとといですか、新聞の報道にもございましたけれども、体制の立ち上げというのが諸々の事情があるかもわかりませんが、表面上は間に合わないということで、今回この認定こども園制度を自治体として受け入れる。いまのところですけども、今のところは20数%というような状況になっておるといふふうに認識をいたしております。

私の思いといたしましては、国でこういう制度ができます。国でこういう制度ではしります。といった場合に、保護者の方は、いろんな事情があり、いろんなかたちがあり、おそらくこの制度に期待を寄せられる方もあるんじゃないだろうか。その時に制度としてこの和水町が受け入れていなければ、対応ができない。たとえば今、土日の学童保育。こういうものについても非常にいろんな御要請の声もいただいております。そういうものに対応するためには制度としてとりあえず、とりあえずという言葉は失礼でございますけれども、立ち上げる必要がある。これが、ワンステップ。ツーステップ目に、先ほど来申し上げておりますように、国の基準等々の見直しも入れたかたちで、第2ステップということで皆さまの御意見をいただいてまいりたいというふうに考えるものでございます。

それから例えばこれは在宅、在宅ですね。在宅でのサービスを受けると、保育サービスを受けるということについても、今は、今の時点では、ございません。そういう例は。

しかし、いつなるとき、どういうかたちで特殊事情が発生するとも限らないんじゃないかと、やっぱそんな時に制度としては必要ではないかというふうに考えるものでございます。

御指摘の部分、いかにもというふうに考えるところでございますので、再三申し上げますけれども、どうか肉付けのためにお力添えをいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

一つ回答が、答弁が漏れておりましたけれども、営利企業、これについてどう対応するんだというふうでございましてけれども、これは介護保険でも同じようなことが言えます。

これは非常に受け入れについては、慎重かつ大胆でなくちゃいかんというふうに思います。

ですから、町として、できる限りのチェック機能を働かせると同時に、本当に町のサービスの向上に役立つ法人であれば、法人といえども、拒否するという理論は成り立たないと思います。

これはケースバイケースで、また議員さん、議員さんといつて恐縮ですけども、私の思いは議員さんとともに進んでいきたいという思いが本当でございます。

ですから議員さんのそういう意味では御意見、それから建設的な御協力等々をいただきながら進めてまいりたいと思います。

再度、不足の部分については担当課長から御答弁申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい。今町長が答弁いたしましたようなかたちで進めていきま

すが、チェック機能という部分については、こちらの方としても指針等を作って、チェックを、より正確にやって必要、必要じゃないという部分を図っていきたいとは思っておりますので、その点はどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 来年の4月から新制度、子ども子育て支援法が整備されたことによつてこの条例、あともあと2本ほど条例がありますけれども、それでお伺ひします。

三段階に認定されることになってますね。面接を行つて、その面接がどういふ面接をされるのかわかりませんが、町職員だけで対応されるのか、それともそういう精通したような人も専門職員の方を臨時的に雇用されて面接を実施されるのか、それをちょっとお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えを申し上げます。一般質問の中で私は和水町の子ども子育て協議会、これをこのまま継続させていただきたいというふうに申し上げました。

その思いというのは今まさに池田議員がおっしゃったような諸々の詳細、細則について対応するために、そういう協議会の御意見というのを大事にしたいと思ひます。

お答えとして申し上げます、今は担当課長からお答え申し上げますけれども、確定はいたしていません。早急に検討しなくちゃいけない。喫緊の課題の一つでございます。

申し上げましたように、協議会等々の皆さんに、お力添えをいただきながら、なるべく保護者の方のご不満あるいは御負担とならないような方策を講じてまいりたいと思ひます。

ここでもまた議員さん方の御意見を賜ふことは約束いたしたいと思ひます。

あとは担当課長から。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今、町長が申し上げましたようにまだ確定という部分はありませんが、面接は一応町の職員という気持ちでございましたが、いろいろと御意見を聞きながら、どうしても職員ではできない部分があるのであれば、また議会等にお願ひいたしまして補正等を組んで専門の職員をお願ひすることもありうと思ひます。

また1号認定、2号認定、3号認定という部分でございますけれども、一応全て申請書が町の方があがってきまして、その部分で町の方で保育にかけるかかけないかという部分等を勘案したなかでの認定をしていきますので、面接という部分は最終的な選考とかの部分にかかるときにそれを大事にするという部分ですので、チェックをするという部分が一番の部分だと思ひます。

以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 認定の3段階ていうのが、ちょっと自分よく理解できないんですけれ

ど、自分なりに解釈すると、1号認定を受けたら保育所、2号認定を受けたら幼稚園、3号認定だったらどちらでもいいというような解釈、例えば解釈が違うかも知れませんが、そういう認定の方法であるならば、執行部、行政側からの勝手な認定じゃなくて、保護者さんの意見ですね、うちは保育所にやりたいと、幼稚園にやりたいというような意見も踏まえたところで、その認定作業に臨んでほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私の答弁で技術的に間違うといけませんので、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の1号認定、2号認定、3号認定について、どういう方々を認定していくのかという部分を申し上げたいと思います。

1号認定については、教育標準時間を認定するというので、お子様が満3歳以上で教育を希望される場合には、1号認定ということで利用先は幼稚園や認定こども園というかたちになります。

2号認定というのは、満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所での保育を希望される場合に2号認定ということで保育所認定こども園を利用できます。

3号認定といいますのが、満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合に3号認定というかたちで、簡単にいいますと、3歳未満は保育認定と、3歳以上になったら教育の方と保育の方とどちらでも保護者の判断で、できますよというふうなかたちになります。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今の説明で、だいたい3段階の認定というのがどういうものであるのかというのは、認識いたしました。

さきほど12番議員も指摘されておりましたけれども、私もほかの自治体よりもこの和水町は、この事業に関して取り組み方が遅れている、私も感じております。

それで、この認定をしないと、認定書ですかね、を交付してもらわないと、どんなに保育所にいきたい、幼稚園にいきたいと言っても、保育所なり幼稚園側は受け入れることができないと、聞きましたので、そういう和水町の就学前のお子様方に漏れがないように来年の4月からは希望する保育所なり幼稚園なりに通園、通所できるような体制を、ぜひ町長の指示のもとに健康福祉課にお願いをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御指摘の案、心してかかりたいと思います。

担当課長の方からも答弁をいたさせます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議員御指摘のように、非常に申し訳なく思っております。

取り組みがちょっと遅れているという部分は事実でございますので、今後できるだけ取り戻して皆さまには、ご迷惑をかけないような取り組みをしていきたいと思っております。

認定につきましては、一応できるだけ早い時期ということで考えておりますが、まだはっきり何月からという部分はちょっとここで申し上げられませんが、今度の10月号の広報にも一部こういうかたちで変わりますよという部分の広報和水の方には、皆さまにお伝えをしておりますので、できるだけ早め早めというかたちで保護者の皆さまにもお伝えをしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（杉本和彰君） 10番、池田龍之介君、発言を許します。

○10番（池田龍之介君） 4回目ですので、すいません。これは答弁ありません。

ぜひ保護者の方が該当されるお子さんをお持ちの保護者の方が、申請書提出なり遅れている場合は町側の方から催促でもして、ぜひそういう漏れがないように、お願ひをします。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 私は厚生常任委員会の方に属しますので、質問じゃありません。要望です。ただいまの件につきまして、ぜひ福祉課の方は喫急な対応をしていただきたいと思っております。

と申しますのは、最近私の知り合いの方あたりが、いわゆるちょっと子どもをつれて実家へ帰ってこられたと、そういう方あたりもおられるわけですね。そうすると今まで保育所なり幼稚園なりにやっておられた、違うところで。我が町へ帰ってこられて、こういう今ちょうど制度、条例を制定しようとしてる時期ですので、非常に対応の仕方が難しいと思ひますが、喫緊の課題でもあろうかと思ひますので、そのへんぜひひとつ漏れがないように、取り組み方をよろしくお願ひを申し上げまして、意見とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 承りました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

○議長（杉本和彰君） 議案第40号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第41号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この議案書の説明書の7ページですね。ここで答弁いただきたいんですが、職員の定義がどうですか、どういう職員をというふうに書かれております。真ん中へんに、一人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。ただし保育者が補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。こういう家庭的保育事業ということだと思いますが、職員の中に家庭的保育事業を行う場合には、次に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員をおかなければならない。ただし次のいずれかに該当する場合には、調理員をおかないことができると、その中でひとつが、調理業務の全部を委託する場合、二つ目に搬入施設から食事を搬入する場合。ということで調理員をおかないことができるというふうになってるわけですね。やっぱりこの調理員をおくかおかないか、その園内であるいは保育所で、調理をするということは、やっぱり子どもが成長する上では食事というのは一番大事なところですよ。

そういう中で、園内あるいは保育所内で調理をしないというふうにもなりますので、外部からの搬入に頼ってしまうのは、私はこれはいかんというふうに思うんですね。

そういう面でどういうふうにお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 他意はございません。開き直ったような答弁で恐縮なんですけども。

調理員をおかないこともできる。私はそのとおりに解釈しておりますけども、担当課長からもお答え申し上げたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 家庭的保育、これは一般的に言えば家庭的保育者の居宅、またはその他の場所ということで、保育を受ける乳幼児の居宅じゃありません。適当と認めるところとなっておりますが、だいたい言えば家庭的保育というのは、保育者の居宅という部分になって

くると思っております。

その中で、調理業務を行うという部分について、衛生上いろいろと問題もあるという部分の中で、調理員をおかずに外部委託をすることもできますよと。本来ならば議員さんおっしゃるように調理はそこでやってほしいという部分だと思いますが、どうしてもできないというような場合において、外部に委託をしてもいいですよという解釈をしております。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） さきほども言いましたが、子どもたちの食べる食事というのは、やっぱりこれ大事なんですよ。

栄養をどれだけとるかとか、安全性の問題とか、いろいろありますが、そういったことに今の保育所とか幼稚園ではきちっと気を付けながらやってると思うんですね。栄養士、調理師を含めて、そういう調理をやってると思うんですよ。

ところがこういうふうにより外部から搬入するというふうになりますと、例えば外国の農産物、遺伝子組み換え食品がその中に材料として含まれてるということも十分あり得るんですね。

ですから、調理が子どもたちの体を発達させていくという観点からすると、外部からの搬入というのは、よくないと私は思うんです。

そういう面で、こういう条例の中でこの部分があれば、大きな問題だというふうに思いますが、家庭的保育そのものが、どういうふうにより今後要望があればそういうことでやっていくということであれば、調理の問題でも、大きな問題になってきますので、そういう面で再度お聞きをします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えいたします。笹淵議員の御指摘は、これまたなんでも、ごもっともごもっともと言ってますけど、恐縮なんですけど、その御指摘は真摯に受け止めなくちゃいかんというふうに思います。

ただし、どうなんでしょうか。ちょっと一緒に考えたいんですが。

調理員、これが栄養士だったら、今のはボンとあてはまる。調理員となると衛生の免許をとっとる人だけ、別に栄養の免許をとっとる人じゃなかろうと思うとですたいね。

ですからそういう意味では、この調理員という言葉を取り上げて恐縮ですけども、栄養士ほどの心配はあたらない。

じゃ栄養士が配置されるかというたら、栄養士は配置されませんが、ですからそういう意味では、調理員となった場合は、栄養面というのとは、少し違うかなと。

衛生面ということかなというふうに考えますけども、どうでしょうか。

そのへんはまた担当課長が違った思いを持ってるかと思えます。

ここは担当課長と打ち合わせもしておりません。担当課長の思いを今述べさせたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今町長が申しあげましたように、部分が一番大きい部分かなと思います。

ただ、議員さんおっしゃるように、外部からのという部分で、外国からのいろんな部分とか、ご心配の部分をお話しいただきましたけども、想定してるのは、一般的にいう給食センターとか、そういう部分からの施設からの部分というふうなことで想定はしております。

こちらからも、例えば一般的な企業さんでの弁当とか、そういう部分をもってくるというようなことの部分は想定にはいれておりませんので、またそのへんについてもこちらでのこういう事業をされるときにお互いに協議をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほど言いましたように調理員をおかないことができるということで、調理業務の全部を委託する場合と、搬入施設から食事を搬入する場合。調理をしないでよそから全部委託をして給食を食べるというふうになりますので、そこらへんをどういうふうにチェックしていくのか、やっぱり、町としても条例を作った以上は、責任がかかってきますから、家庭的保育事業をやるその小さな保育園ですね。そういうところに対する目配りをして、どこから搬入をするのかも含めてチェックしていかないと、子どもたちの成長にとって体を育成していくという部分では責任を果たせないというふうに思うですね。

そういう面でこのままいくと私も反対せざる得ないんですが、どういうふうにチェックしていくのか、そこらあたり体制をどういうふうにとっていくのか、考えがあれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この部分につきましては、笹渕議員、決して逃げの答弁ではありません。

今後、おっしゃってる根底については、よく理解できるつもりでおりますので、今後の検討課題ということにさせていただければありがたいと思います。

今、正直申しましてどうします、こうしますというのがなかなかお答えするのは、難しいところでございますので、しっかり検討しますということで、いかがでございましょうか。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） この部分についても、今後またずっと町としても検討していかにゃん部分だと思っております。

条例としては、こういう部分で載せていかせていただいて、あと中身のいろいろの施策については、要綱等を作成してその中でチェックをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） この問題につきましても、これ非常に私ごとで申し訳ない話なんですけど、たまたま私の娘がアメリカでこれをやってるんですね。いわゆる自宅保育ということで。

これ行政に認可を申請をしまして、そしてそれなりの勉強を本人もしまして、いわゆる乳幼児からいわゆる共働きでアメリカあたり非常に、アメリカに住んでおりますけど、アメリカあたり非常に若い人たちは女性も男性もない、働ける人はみんな働くとそういう社会ですから、誰かちょっと預かってくれる人を、赤ちゃんできたけど、預かってくれる人いないかなということで、非常に困ってる人たちが多くと、だから、私は子ども好きだから資格はないけど、今から勉強して、始めて2年ぐらいありますかね。4、5年前にそういう思いたちをして勉強をして、そして申請をして、行政に申請をして、いわゆる諸々の今、12番の笹淵議員が指摘をされたような諸々の問題あたりはチェックを当然すませまして、現状としては、子どもをあずかって、預けた親御さんから非常に喜ばれておるとというのが実態なんですよ。

我が町でこういう問題がでてくるなんて私は思いもしませんでしたけど、こういう条例提案を読ませていただいて、わーやっぱ田舎の小さな自治体だけど、もう東京大阪といわゆる若い人たちの生活状態というのは、あんまり変わらないような忙しさの状況の中にあるんだなということ、私は今感じてます。

そういう面で福祉課の方がこの問題を取りあげるということ、すぐ急を要するということがないと思いますので、よくそういう外国あたりもそういうことがあってということが調べられればすぐわかることですから、資料あたりをよく精査されて、どういう運用のしかたをしたら我が町に適応するか、困ってる方々は、だいぶいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、そういう意味では、私はぜひこの問題は、条例を制定をしていただいて、その条例に沿うたかたちで、それが町民のためになるような、そういう運用にぜひしていただきたいという面から、ちょっと質問ではございませんけど、御意見として申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。森議員の御質問というか、御意見ですね。私としても思いを申し上げさせていただきます。

確か一般質問だったかと思いますが、お答えしましたように、たぶんに森議員の御質問の中にも盛り込まれていたような気がしますが、やっぱりこの部分はまちづくりの一環だというふうにとらまえております。

やっぱりまちづくりの一環。いわゆる子育て支援。20代のお母さんたちがいなくなりほしくないかと、それがいわゆる消滅する町の判断のポイントになっております。やっぱこのへんはしっかり充実させていかなきゃいかん。

おっしゃるようにニーズがあればそれに対応できるように条例を制定させていただきますけれども、運用面、これがおっしゃる通り、立派な条例ができて、運用面が整わなければ、それはいかんと思いますので、運用面については、例えば実施、言葉が適当かどうかわかりませんが、附則であったり実施要項であったり、そのへんが、かなうものであれば補足もいたし、また運用

の中で、項目はなくてもいわゆる内規といいますかね、取決め等々を運用してまいりたいと思います。

何度も申し上げて恐縮ですが、やっぱりそのへんにつきましても、議員さん方の御意見というのは、非常に行政としてもありがたい部分というのがございます。お力添えを賜りたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号、和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって議案第41号は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。11時10分から行います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第42号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第42号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この放課後児童健全育成事業のいわゆる学童保育であります。これは質問しますが、4ページ、資料の。

放課後児童支援員はというところからとびまして5ページ、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

職員のことでございます。これに関係する職員は、保育士、社会福祉士、高等学校を卒業したものであって、2年以上児童福祉事業に従事した者とか、教員免許を有するもの、または大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、もしくは体育学を選考する学科、または

これに相当する課程を修めて卒業したものと、高等学校関係も書いてありますが、今、学童保育が行われておりますが、その下に一つの支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下とするというふうになってますが、現在の状況は、40人以下ということで足りるのか、今後の予想はどういうふうに考えておられるのか、計画があったらお答えいただければと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の議員の御質問、40人以下というふうな部分の質問だと思います。

今現在、菊水保育園の方をお願いしていただいているのが、35人の定員ということで、それ実際に園を登録をされている人が35人以内ということでなっております。定員が35人以内となっておりますが、実際的に利用されているのが、平均で行きますと32、3人ときいておりますので、今のところ問題はないというふうな認識をもっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ちなみに三加和校区ですが、今統合しましてスクールバスで登下校しておりますけども、どのようなかたちでやって、それでこの条例上は大丈夫なのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今のところ三加和地区の方は、この学童保育という部分はなされておられません。独自でやっていらっしゃいます。

現状では実際的に春富保育園、あおば保育園、神尾保育園さんとも、3園ともやってらっしゃるといことは聞いておりますが、実際上の人員、何名だということまで把握しておりません。ここに持ってきておりません。把握はしておりますがここに持ってきておりません。申し訳ございません。

春富保育園の方は、聞くところによりますと学童保育じゃなくて、ほかの自分ところの体操かなんかの部分でそっちの方やってらっしゃるといのをちょっと伺っております。

今、三加和地区の小学校が統合いたしましたして、三加和小学校になつてますが、スクールバスで通っていらっしゃいますので、その部分についてはどういうふうな状況かという部分は、例えばその近くでとか、いろんな部分だと思いますが、教育委員会の方でそのへんは把握していらっしゃるといいますので、教育委員会の方をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの御質問ですけれども、確かにスクールバスを利用して学童保育等の利用されておられる児童は何名かおられます。ただその学童保育のためにスクールバスをそちらの保育園の近場で降ろすとか、そういったことはやっておりませんので、でも要

望としてはお聞きしておりますので、そういったことも含めてスクールバスの運営委員会、先ほどの一般質問でもお答えしましたけれども、原則月1回、保護者等含めまして協議しておりますので、そういったことも含めてスクールバスの活用について協議をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 現状としては、今二人の課長が答えてくれた通りだと思いますが、私の知る範囲でのこと、ややもすれば間違ってるかもわかりませんが、そこは御容赦いただいて、お受けいただきたいと思います。

学童保育とひとことに申しますと、要するに学校の授業が終わったあとの、都会ではよくカギっこという言葉がありましたけども、そういう児童、生徒に対するケアの部分はどうするかという部分であるかと思えますけれども、今スクールバスを運用しながらやっていると、ここはまさに学童保育の部分でございまして、今現在町が何をやってるかといいますと、これは社会教育の部門に入ってまいりますけども、いわゆる放課後子ども教室というかたちで、学年を特定しまして、例えば菊水地区では小学校の1年生、2年生について、その日の授業カリキュラムによりまして、4時限目まではみんなやるけども、5時限目は1年生、2年生はないよとか。あるいは、5時限まではあるけど、6時限目はないというような場合に、1年生、2年生を集めまして、いわゆる地域の方々がボランティアとして、いわゆる総合学習ですね、社会学習ですね。遊びもあり、あるいは伝統の竹細工とか、そういうこともありということで今その併用のかたちになっております。

ただ、このかたちの中で私が感じておりますことは、現状の学童保育、それから放課後子ども教室の併用でも、現状は差支えないけども、土日、土日の学童保育ということについても、土曜日、日曜日をなんとかしてくれんかいというような御要望も強くございます。

ですから、このへんを利用して、そのへんが解消できればという思いがございます。

技術的ないろいろ問題も支障もあろうかと思えますけれども、そのへんもこの制度にかかりましては、よくよく検討していきたいとそういうふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今の答弁で町長の方から土日の学童保育というような話がでしたが、この条例になりますと、資料の8ページに小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業、1日につき8時間、二つ目に小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業、1日につき、3時間というふうに今謳われているわけですね。ですからこれは、国基準の通りということなんですが、これ条例でやりますとこういうふうにやっていくふうになるかと思うんですが、果たして体制はとれるのかと、こういう方向でやれるのかどうかということのも、あるかと思えますけども、そのへんについてはどういうふうに考えておられるのか、担当課の方でも考えられておられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ただいまの御質問の・・・、あるいは経緯等については、担当課長から現状を申し上げますけれども、先ほど申しましたように、まさに休業日というのが、土日とあるいは、祝日にあたる部分であろうかと思えます。これがまさに学童保育の部分にあたるかと思えます。逆に休業日以外ということが放課後こども教室ということになろうかと思えます。

このへんは併用も必要であろうかと思えますけれども、じゃ土日どうするかということにつきましては、将来の見通しがたっておるとしますならば、そのへんも含めて現状というものを検討の現状というものをご紹介申し上げたいと思えます。担当課長に答弁させていただきます。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 現状という部分で御説明申し上げますと、先ほど申し上げましたように、菊水保育園の方で、実施をさせていただいております。平日のみです。一応夕方の授業が終わってから各小学校をお迎えに、スクールバスでいかれまして、それから自園の方でお迎えに来られるまで、7時までの範囲内でございますが、預かっていたというものが現状でございます。

土日という部分は、土日及び祝日も含めですが、今現状はさせていただいておりません。

先ほど町長が申し上げますように今後検討を一緒になってさせていただきたいという部分でございます。

と申しますのが、町としてはしてほしいという部分がありますが、事業者の方がそこまで、まだ無理だよという部分がありますので、一緒になって今後はその子ども子育てという部分の中で、できる部分を一緒にさせていただければということで、今後協議を今重ねている部分で、今後とも進めていきたいと思っております。

また学童放課後児童教室、そのへんについても実際的に施設ではどうしても容量が足りないという部分もできますので、そのへんも含んで一緒に協議を進めさせていただかなければならないと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 先ほどから放課後こども教室について町長の方からも話がありますけれども。放課後こども教室というのは、子どもたちの授業が終わったあと、その学校の空き教室で、地域の方々に先生にやってる事業でございまして、統合前は、三加和地区の統合前は、それぞれ、神尾、緑、春富小学校でそれぞれで行われておりました。

それから菊水地区においても4つの小学校でそれぞれ、学校によって週3日、あるいは週2日というようなことで、菊水地区については続けておられます。

三加和小学校になってどうなるのかということで、やはり指導者の方の確保がなかなか難しい

ところで、指導者については今まで春富小学校だから近くだからできたけども、今度三加和小学校になったら指導者の方も、なかなか今後は無理だという声も聞きましたので、指導者の方々を集めてですね、それからこの学童保育の担当者にも来てもらって話をしたところでは、いろいろ検討してきました、三加和小学校になってからすぐは、これについてははじめられませんでした。体制が整わなかったということで、6月から週1回、放課後こども教室にはやっとります。

その時にお聞きした話では、この学童保育についてもあおば保育園については、小学校まで迎えに来るといような話も聞いておりました。

それから春富については、同じ場所で春富保育園の近くで、降りて、学童保育をされる子ども子どもたちは、そこで降りて春富保育園にいくとか、そういった工夫をやっていきたいという、統合前ですけども、そういった話も聞いてるところで、現在今、学童保育どうなってるかはちょっと私もわかりませんが、放課後こども教室については、工夫をしながら今も続けているといような状況です。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑ありませんか。

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） それから土日、土曜日のこともありましたけども、土曜日については、これは希望者ですけども、いきいきセンター学習というのもやっております。

これはいろいろなメニューを、料理教室とか竹細工とかそういったいろんなメニューをだしまして、希望者については土曜日、月1回ですけども、やっているところです。

そのほか寺子屋教室というのも地域の方々に御協力いただいて、菊水地区ではやっているとこのようにございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第42号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 和水町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第43号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この条例は、中国残留孤児の人の件ですが、我が町には該当しますか。何名か今までは、残留孤児の方おられるのは知っておりますが。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 現在、98世帯の町営住宅ございますけれども、現在は入所されておられません。以上です。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第43号、和水町営住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第44号「平成26年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 質問を行います。一番問題は、958万の菊水区域の学校施設ですが、その前に13ページ。

これは道路設計委託料の内田吹野線ですが、485万円。この件についてどのようなスケジュールをもっておられるのか、それから3回しかできませんのでまとめて言いますが、一応この前現場をみにいきました。そしてそのあとの財務局がどのような財務局の返事があったのか、それと出口の方がカーブですので、警察と県の許可がいるというような話も聞いておりますが、そこへんをひとつ説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この補正の議案をあげさせていただきましたのは、何回か申し上げたかと思っておりますけれども、もともとの事業計画が、やや頓挫をみせているというところがございます。

て、和水町としては必要な道路である。

この道路整備事業については、住民のみなさまの御要望でもある。

そういうことを、この場合は財務局が中心になりますけども、県、財務局について明確に申し上げると、そういう意味で財政に大きな負担をかからないことを旨といたしまして、継続をさせていただきたいという思いであげさせていただいております。

それから、財務局ということにつきましては、まだ特段の御指示等々は、まいっておらないという認識でございますけれども、詳細につきましては、担当課長より御報告を申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 今、3点の御質問がございましたけども、まずスケジュールについてでございますが、スケジュールを申し上げます前に、事前に全員協議会の方で6月の25日と8月18日の方に、財務局からの指摘の内容について、御説明したところでありますけれども、今後のスケジュールということで申し上げますと、今年度、今回、測量の設計業務委託ということで、予算の承認をお願いしているところでございますが、測量の内容につきましては、起点から、当初計画してありました起点から約240mの部分、現地もご覧いただいておりますので、御存じかと思いますが、峠までの付近の見直しの分の測量をしたいと、測量設計をしたいというふうに思っております。

それから終点側についての、約260m程度、合計で約500m、全延長からしますと約半分の延長について今年度に測量設計を行いたいということで今回補正をお願いしているところでございます。

今後はさきほども町長からもございましたけども、財政負担等の部分を考えながら、継続的に改良工事を進めていきたいというふうに思っております。

それから2点目の財務局の指示ですけども、これも回答ありましたように、財務局からの最終的な指示はまいっておりません。

その後の説明等については何回か問い合わせもございましたので、詳細等について現状を説明したところでございます。

それから起点の、3番目にありました、起点の拡幅等についてでございますけれども、これまで御説明してきておりますように、既存の道路ではなくて、起点の入り口を一部変更したところでの、今回計画となっております、事業進めてきていたわけでございますけれども、財務局との協議等の中で交付金事業等の補助等を受けながら、仕事が進められないかというふうなお話もございまして、江田高野線とか交付金事業で進めております、事業等の御相談に県の方にも行ったわけでございますけれども、この起点等の拡幅等については、県道の交通量、町道の交通量等も検討しながら、計量した中では多少縮小した中での起点側の取り付けができるようなこともございましたので、今回の測量設計の中で、その部分の見直しも行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君）今、答弁をいただきましたが、この前の財務局から、6,650万の支出に対して約80何%にあたる5,810万円が交付税措置され、これもはっきりせんわけですね。

それとあと1回お尋ねしますが、県道の出口の調整、それがある程度決まらんと、なかなか工事にはいっとは難しいことはないですか。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 言われるとおり、県道取り付けの調整というのが、確定しなければ進んでいかないわけでございますけれども、これは警察等の協議とも必要となりまして、縮小した場合の、多少県道の方の部分の改修も必要になるかと思っておりますけれども、それにつきましては、今後測量設計の発注を行いました後の、協議等となってくるかというふうに思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 今、議員御指摘の地方債の件ですけれども、まだ財務局の最終的な指示等はきておりませんので、その指示、指導等がまいりましたら、また御相談を申し上げたいというふうに思っているところであります。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私はこの町道については、全面的賛成ですから、ひとつ間違いのないように、このように新聞記事に載りますと、やっぱりなんか和水町はなんぼしよるかというような、印象を受けますので、十分今いったそこらへんを県道の折衝とか、そこらへんも間違いのないように。

それから1億7,000万ですか、そこにどう予算をくまにやいかんとか、そういうようなことになってきますので、これはいろいろ過疎債とか、合併特例債とかありますからね。

まあ、一般財源もまるまる遣うなら大変なことですから、そこらへんを十分慎重に考えてこういうことにならないようにひとつ進めていただきたいと、このように思いますが、答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 承りました。しかるべき慎重にかつ諸々を含めて、なるべく負担がかからないようにというようなことは旨として、説明させていただきたいと思っております。

補足はありますか。補足があれば担当課長から補足させます。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） ひとことで1億7,000万といいますが、住民のみなさまの貴重な財源でございますので、有効な道路改良が進みますように今後慎重な検討を進めていきたいとい

うふうに思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ページ13ページの学校統合事業費の中の13。委託料について質問いたします。

このことにつきましては、先の8月18日の臨時会で基本計画策定業務委託料といたしまして、1,417万2,000円の提案がありましたが、中央小校舎の耐震の調査の結果、構造耐震指標が、0.59しかない。

それから地震に対して、崩壊または倒壊する危険性があるというようなことと同時に現在の校舎の老朽化が激しく、改修しても子どもたちの安全性に疑問が残るんじゃないかというような理由で、賛成少数でこれは否決しました。

今回、459万1,000円を減額して、958万1,000円の見直しによります予算を再提案されておりますが、今回予算の修正と見直しによりまして、再提案された内容というのは、菊水中央小と菊水中校舎改修にかかる概算事業費の算出を目的とした委託料と思いますが、概算事業費を算出するにあたりまして、菊水中央小と菊水中の場合、それぞれどこをどのように改修するのか、要するにどの部分が新設なのか、改修なのか、あるいは増設なのか、仕様書の内容と施設ごとに具体的にわかりやすく説明をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えをいたします。概算の基本計画でございますので、今、議員が御指摘がございました、改修だけなのか、新設部分も入るのか、このへんの策定も含めましての基本計画の策定でございます。

それから400万程度の減額になっておりますけれども、これは基本計画策定委員会、これを組成をとりやめましたこと、御苦労かけますけれども統合推進委員会にこのへんの事務局としての御相談をかねていただきたい。

それからこの委託料につきましては、前回そういうことで基本策定委員会というのを設けるという前提で考えておりましたので、この指導でございますとか、あるいはその中に入って作業をしていただくですとか、このへんの人件費というのが多分に含まれておりました。

このへんを、そぎ落としての今回の提案でございます。

前回の提案をさせていただいたときの御意見といたしましても、ダブルの委員会というのは必要ないんじゃないかというような御意見もちょうだいいたしました。

人件費が多いねという御指摘も頂戴いたしました。

そのへんを十分に考慮申し上げて今回再提案させていただいたということでございます。

不足分については学校教育課より答弁させていただきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 今回お願いしております分が958万1,000円ということで、今回は、整備計画の委託料のみということでお願いをしております。

8月の段階ではこれにかかります委員さん方を選任して、協議を進めていくといったようなことで、委員報酬80万8,000円、費用弁償16万6,000円、会議にかかる費用が2万2,000円ということで、委託料以外の部分も含んでおりましたけれども、その分についての減額、それから委託料の中身につきましては、先ほど町長が申しましたように、この策定の委員会を統合推進委員さん方の方で協議をお願いするといったようなこととなりますので、そちらの基本計画の委員さん方へのアドバイスとか、そういったのが削除されるといったようなことで、その分も減額となっております。

それで打ち合わせにつきましては、教育委員会、建設課あたりが中心となって業者とどういったかたちですすめていくか、そのあたりの日程的な内容については打ち合わせをすすめていくといったようなことで、減額ということとなっております。

委託の内容につきましては、前回はいろんなパターンを示しておまして、それぞれお願いするといったようなことで、お願いをしておりましたけれども、今回は菊水中央小と菊水中学校の改修工事にかかる分のみの概算費用等を含めた委託というようにお願いをしておりますので、その分についての減額もあつとります。以上でございます。

耐震の結果につきましては、中央小につきましては、0.59ということで、全体が0.59というようになっていますけれども、この0.6未満については、耐震を含めたところの改修ということになってまいります。

それから中学校の方につきましては、一番西側の特別室の建物。あそこについては、0.6以上あるということで、基準を満たしております。それで建物によっても部分的に0.6以上、0.6以下といったようなことがありますので、そのあたりについての、どういった対応の改修工事やっていくか、そのあたりを委託をお願いできたらその中で話をつめていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいまの委託料の中身につきましては、説明がありましたが、ちょっと内容的には不十分なところがありますので、再度お尋ねいたしますけれども、概略をだいたい菊水中央小学校で例えば校舎の改修、あるいは体育館の改修とか、そういう具体的に実際委託をお願いする中身について、概略、アウトラインはとらえておると思いますので、それをもう一度答弁願いたいと思いますが。

御案内のとおり中央小学校は、昭和58年から57年にかけて建設されております。

さらに菊水中学校はそれよりもさらに早い、4年早い、昭和55年から53年にかけて建設が行われておりますが、すでに築35年から37年が経過していることを考えますと、その当時の建築工法や学校施設の内容等につきましては、相当の隔たりや違いがあると思います。

単なる耐震改修ではなくて、町長が言われております、70年から80年もたせると、要するに長

寿命化改修工事による概算事業費の算出が私は絶対必要だと考えます。

要するに今回の小中学校の両施設の改修は、ともに長寿化改修工事やるのかそのへんを確認させてください。お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えを申し上げます。基本計画の概要ということでございますけれども、まず大きな部分で当然、耐震、それから改修の部分、それから強度補強の部分、これは当然入ってくると思います。また、統合ということに伴いまして、既設校舎にプラスしなきゃいかんスペースというのがでてくるのが十分に予想されます。

ですから当然そのへんについては、新設というか増設というようなかたちになるかと思えますけれども、でてくると思います。

また、その増設の場所等々にかかわりまして、ややもすると用地の取得という部分も入ってこようかと考えております。

それから非常に築後の年数が経っておるということに関しましては、先般大変御苦労でありがたいと思いますけれども、数名の議員さまの方で、南関の方にもわざわざ御足労をちょうだいした旨を承っております。

ご覧いただきましたように我が町の中央小学校、菊水中学校と同等あるいは、やや古い建物も蘇っております。

そのへんも御考慮をいただきまして、安全面ということについては、御理解をいただければありがたいかなと、と同時にそのへんをしっかりと専門家の目で見極めるといってもこの基本計画の重要な部分であろうかと思えますので、それからいわゆる長寿命化ということでございますけれども、前提はそれに、そのように考えております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 今回の事業でこういった事業が含まれるのかということでございますけれども、そのほかにも共同調理場、このあたりの改修も当然含まれてまいるということで、それからプールの老朽化が小学校、中学校進んでおります。そちらの面についても安全面を考えて、新築した方がいいのかどうか、そのあたりも含めて新築だったらいくらかかるのか、それから小学校の増築が発生した場合に、当然プールの方のことも隣接しておりますので、そちらの方にのばすということになれば、当然プールの改修等も発生してまいりますので、そのあたりの経費も必要というようなことになってまいります。

それから委託契約の内容についての詳細と、もう少し詳しくということでもございましたけれども、まずこれの計画についての整備するにあたっての前提条件、それあたりをとりまとめて整理する必要があるかということで、このあたりについても委託をしないと、それから基本計画書の作成はもちろんでございます。

こういったものが含まれるかということ、防災、それからユニバーサルデザイン、景観、構造設

備等の考え方の整備等も含めたところでお願いをしたいと。それから、ゾーニングアクセス計画の検討。それから施設配置計画の検討。施設設計図の作成。それから概算事業費このあたりを含めたところでの委託ということでお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいまの説明で、なんとか理解ができましたけれども、町長に再度確認をさせてください。

小中学校の両施設の改修については、基本的には、長寿命化改修工事を前提として取り組むということで理解してよろしゅうございますね。

それからもう1点。先の臨時会で学校統合事業の総額ができるのは、だいたい今年の12月末かもしくは新年度に入るかもしれんと、新年度じゃなくて新年に入るかもしれないという答弁がありましたが、私といたしましては、1日も早く概算事業費の算出をお願いしたいと思います。

もし、今回のこの補正予算が可決しましたならば、最短でいつになるのか、再度伺いたいと思います。その2点です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問の中身2点であったかと思えます。

基本的に長寿命化ということで対応のつもりなのかということの御確認。そのつもりでございます。それからなんでつもりかと申しますと、業者の中で、業者との確認の中で、いわゆる長寿命化をどうとらえるか、いわゆる全部そぎ落として、裸だけにして、これをやるのが、すべてこれをやるのが長寿命化ととらえるのか、あるいは、ここの部分はこら大丈夫ですばい。かつ、バランスを考えて、こっちをそぎ落とした、こっちは残したとそのバランスで大丈夫なのか、そのへんも含めまして基本的に長寿命化と。そういう意味でございます。ですから長寿命化であることは、間違いございません。

それから期間。これはおっしゃるまでもなくて、一番早く知りたいのは、私でございます。

極力早く御提示ができるように自らも一生懸命動いてまいりたいというふうに存じておるところでございます。

前の段階で一部の意見を聞きますと、ぎりぎりですなということでございます。

ですから前の話の中で、新年にかかるかもしれませんと、いうふうなお答えを申し上げたんですけれども、今回やむなく若干ずれましたので、このへんがいかかなものか、それにつけても、私としましては、新年の早々ぐらいの間にでてもらわないと私が困るということでございます。

その後、議員の皆さま、町民の皆さま、ましてや保護者の皆さま、現場、等々によくよく御説明を申し上げる期間も必要になってまいります。

そういう意味では決して議会対策ということじゃなくて、自ら進めるうえで、それこそ1日も早くということで、努力をいたしたいと思えます。

年をまたぐという可能性もあるということは、御認識の中に入れていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 4番、豊後でございます。私は今回の一般質問の機を逃しましたので、私の思いと、ちょっとした情報の中でお尋ねをさせていただきます。

同じ学校統合事業費の件でございますが、実は先般、テレビ番組でアパート兼いうならば商店街ですね。

築64年の、古くなった建屋の改修がテレビであつりました。

そこも過疎化を進む都市の中でありますけれども、過疎化が進んでなかなか賑わいをみせない商店街ということで、大々的にテレビであつりました。

この中で見なはった方もおられると思いますけれども、非常に私はこの町そのものの取り組みというのが、やはり失うべきものは、簡単になくしますけれども、それを大事に大事に後世に残すというのが、その商店街のやり方で行っていました。

また、近隣では河内町で、自分の所有する土地を自ら提供して住宅を建ててくださいと、これもまたテレビの方であつりました。

やはり世の中捨てたもんじゃないなというふうな感じを受けたわけですが、私が言いたいのは、64年の築64年です。

この建物を三階建てで行っていました。確か。

その中で居住する一般的な住宅と一番下が一階部分が商店街になつりました。

これをリニューアルオープン、リニューアルされた商店街の中身をみますと、それはもう今で言います新築と変わらないような状況の内容になつりました。

また非常にその中で活性化を持った商店の店がいっぱい入っておられました。

やはり、せつかくこれだけメディアも取り上げてくれました。悪い方向で。

しかしこれを逆の発想で、これをいかに和水中ではこういう問題を一生懸命取り組んでおると、全国津々浦々から、それに長けた匠の皆さん方のお知恵を借るということも、私は大事な和水中町をアピールするひとつの手段かというふうに思います。

ただ新たな新しいものを作るには、いろんな著名な方々がそれに携わってきますけど、影に隠れた匠、こういう方々のお知恵を借りながら、私はふるさと創生をしていくのがいかにかなというふうに思いましたので、金銭的なことじゃなくて、そういう思いもお持ちなのか、そのへんをまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 豊後議員にお答えを申し上げます。

確か4月の臨時議会の就任のご挨拶、それから6月の定例会のご挨拶、この中でその申し上げたと思いますけれども、伝統にしろ、町の言葉がそのままあてはまるかどうかわかりません。

伝統にしろ、町の所有物にしろ、これまで既存で大事にしてきたもの、これについては極力大事にしていきたいというふうに申し上げたかという記憶をいたしております。

ただ今、豊後議員、悪い方向で見られとるということでございます。確かにその通りでございます。

しかし、これを私は確かに現時点では、悪い方向というかたちかもわかりませんが、皆さんとともに、本当に本当に皆さんとともに、この現状を乗り越えまして、「おお和水町はようこの現状を乗り越えたな」というふうに、今度は思っただけのように記事にならなくてもかまいません。

町民の皆さんが、あるいは町外の皆さんが、「おお和水は頑張ったな」というふうに、言っただけのように力を結集できればありがたいなというふうに思います。

それから、豊後議員がおっしゃいました、影に隠れた匠。全国から力を借りようじゃないか。もつともでございます。決してやぶさかではございません。

もし、そういう手蔓、それからお知り合い、あるいは流れがございましたら、ぜひとも御紹介をいただきたい。

必要であればどこへでも出かけていって御教授を賜りたいと、そういうふうに考えております。

この近隣でも、いや今あるものを大事にしてうちはすべからく補修、今あるものは残して補修するというコンセプトを強く打ち出しておられる地域もでございます。

あえて個別には申しませんが、それはそれで誇りとプライドを持って進まれています。

そのへんの毅然たる態度ということにつきましては、私は非常に首長として、学ぶものは多いと、そういうふうにとらまえております。

そういう部分というものは、私はまだ新米でございますけれども、見習ってまいりたいなど。改修にとどまるということではありません。

そこには、肯定はしませんけれども、まちづくりということについては、そういう芯のある考え方、これについては、非常に敬意をはらうところでございます。

見習いながら頑張ってまいりたいとそういうふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 町長の思い、しかと私も聞きおよびました。

この一貫校を目指すということは、複式を解消するというのがひとつの狙いであったわけですが、私の孫も今東小学校に行っております。

児童数も非常に少のうございます。

しかし、先生方が取り組むその姿勢、非常に私は感銘をいたしております。

ただ、子どもが少ないから、早めに早めにひとつ大きくしようと、そればかりが教育ではないと、いうふうに私は理解をしております。

先般、武雄市の方に、講演会の方に出向きました。

ここは、外部の学習塾の方とタイアップをしながら、教育を進めております。

しかし、学校そのものは既存の建物でございます。

やはりお金を遣うべきは、内容、中身をしっかりとこどものためにすることが一番大事ではないでしょうか。私はそう思います。

今さきほど匠の話をしました、今日はメディアも来ておりますので、ぜひ日本津々浦々から我が町にきて、現状と実態をみていただいて、「私だったらこういう改装をします。」「わぁこんないい建物が残ってるんだったら、もっと違った活用をしたい」という方々も私はいっぱいおると思うんですよ。

そのためのいろんな広報誌も出してるわけですし、またメディアの方、そういった情報ツウの方々もしっかりとわかるとんじやないかなというふうに思います。

ただただ、いやらしい部分だけを掘り起こして、後々負になるようなことではあってはなりません。

私は負を正しい方向に導くための努力を我々はしていく。議会もそうです。

地区にある小学校がなくなったときに、その地区の方々はどう思ってるか。

そのへんも私はしっかりともう一回考えていただきたいと、いうふうに思います。

今三加和の方では3校があいておりますが、本当にさみしい状況です。

私は何回も見ていきますけども、本当にこれで、この地区にいらした皆さん方、どういうふうに思われてるのかなということももう一回、私は地区の皆さん方とひざを交えて、出前で議会の皆さん方は一緒にいって、いろんな話を聞いてくるということも私は大事だというふうに思います。

私も一般質問で言えなかったことを申し上げましたけども、学校統合事業に関する委託料については、私はこれを通していただいて、その結果をもう一度さらに我々は議論するべきだというふうに思います。

やはりなんもないところで議論をしても何も始まりません。このことをしっかりと、年頭において私の質問を終わります。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 承りました。真摯に承りました。

これは答弁とはかけ離れまして、私の一言、二言で思いというものをまた述べさせていただきたいと思います。

地域に小学校がなくなるということ、これはやっぱ住民にとっては、大変なことです。

特に個人で言えば、私の目の前を毎朝毎晩子どもたちが、おはようございます。ただいま、ただいまと言って帰ってくれます。

そういうのがなくなるかと思うと、私のみならず、さみしいという気持ちはもうどうしようもなくあるというのが現実でございます。

それは、私は個人的な思いを申し上げれば、複式、これもいいじゃないかという思いでございますけれども、今は立場が違います。

個人で思うということではなくて、町のかじ取りとして思うことですので、保護者の皆さま、それから学校現場のみなさま。

この方々が統合がいいよということですので、このへんについては、統合という道を進ませていただきたい。

ここについては、ここにおられる議員の皆さま、ご異存はないんじゃないかならうかと思えます。

それから改修と新築というところで、確かに改修していろいろ有効利用をしていただいている部分もございます。

それはもちろん敬意を表するところでございますけれども、新築という面につきましては、これは私の勘違いではないと思えます。

確かテレビかなんかの番組で見たかと思えますけれども、老人ホームと小学校を一箇所にね、併設とはいかないんでしょうけど、離れてるんでしょうけど、同じ敷地内に作って、双方の理解、子どもに対しては、お年寄りを敬う、あるいはお世話をする理解。

お年寄りにとっては、動物セラピーというの、アニマルセラピーという言葉もありますように、子どもたちと接することで、また力を取り戻していただくというような試みもされてるようでございます。

改修がいい、新築がいいということは、なかなか申し上げられないところでございますけれども、いずれにしても有意義なことを行わなくちゃいかんということは、間違いないところかなと思いました。

一言と申しまして長くなりましたけれども、以上、思いとして発言させていただきます。ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

午後は1時15分から会議を開きます。

休憩 午後0時14分

再開 午後1時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 私は先ほど小山議員の方からお尋ねがありました、学校統廃合事業費の中の2,000万、委託料につきましてお尋ねをいたします。

今日までこの委託料の問題が先般の否決というようなことになった、いきさつというのは、それだけ否決をされた議員の方々が真剣にものごとをとらえておられるというふうに、私自身もそうですけど、いうふうに私自身は考えております。

やっぱり番城グラウンド、併設型の校舎建設費と、それから福原町長がいわゆる選挙公約のために、いわゆる実現のために小中学校のリニューアル化というかたちでもって、財源を捻出した

いという、この考え方の違いが、ひとつの争点になってるわけですけど、これは政策の違いでありますので、・・・やむを得ない部分があるかと思えます。

ただ、一般質問であるとか、あるいは質疑の中で、6月議会の中あたりでも、質疑の中で、執行部と議会側が論議をする中で、やっぱり思いは少しでもいいかたちをなんとか捻出したいという思いがあればこそお互いを・・・やっているんだろうというふうに思えます。

そういう観点から、私もこの今回のこの委託料、長ったらしい文言になっておりますけど、菊水区域学校施設改修等整備計画策定業務委託料というふうになっておりますけど、この委託料がどうかたちで調査をされるのか、あるいは測定業務をされるのか。

やっぱりそのへんある程度中身をお聞かせいただかないと、こういう部分とこういう部分を定期的に明らかになっていくんだなとか、そういうひとつの判断材料になろうかと思えますので、そういう面からお尋ねをしたいと思えます。

学校施設改修とありますけれども、学校施設はたくさんございまして、私は中央小のすぐそばに住んでるものですから、学校のことはおひざ元みたいな感じで、私も私の子ども達もみんな3人とも中央小にやりましたし、よく存じ上げとります。

いわゆる安全の中で、中央小を30年、40年リニューアル化して、子ども達の教育をされるというのであれば、私はやっぱり安全性がまず第1番。

安全性の確保がまず第1番だなと。それから、選挙の争点となってしまった経費の比較という部分ですね。

そのへん・・・の課題かなというふうにとらえております。

そういう意味では校舎自体も耐震改修は当然策定業務の中に入ってくるんだろうと思えますけど。

あと、小山議員とのやりとりの中でも増築の御回答があったようにも思うんですけど、それから、プールの新築、そのへんもでてきたように思うんですけど、あと当然仮設校舎というのが、でてくると思えます。

それからスクールバスでもって、送り迎えをやらなくちゃいけない部分がでてきますので、そうなりますと今現在の道路幅ではちょっと安全性、いわゆる交通安全的にどうなのかなというのがですね。通るのは通ります。ただその朝晩毎日のことですから、だから学校に対するとりつけ道路の問題あたりもでてくると思うし、それから今中央小の方だけで、失礼しました。保護者だけで、例えば小学校のイベントがありますですね。体育祭であるとか、あるいは授業参観であるとか。そういうふうな時に使えるときは校庭あたりを駐車場として使ってらっしゃるみたいですけど、駐車場の問題が、ひとつ統合ということになってくると、少し混雑するのかなと。

小山議員とのやりとりの中で、いわゆるこのちょっと町長の答弁の中にも敷地の問題あたりも考えなくちゃいけないかもしれないみたいな、そういう御答弁もあったように思えますので、いわゆるそういうこの敷地拡張の問題ですかね。

それから、過去中央小が、南関植木線に面して正門がとりつけてありましたけど、今はもう、ちょっと死亡事故が2、3件、確か2件か3件。私が覚えているのは2件ですけど、3件とおっし

やる方も、私もちょっと10年間ほど、今住んでるところにいなかった時期があったものですから、そのへんがはっきりしないんですけど、死亡事故があって、今の西側の方から出入りするようになったと。

当然こら30年40年、中央小を使うということになっていきますと、当然こら私学校の正門というのは、なんらかのかたちで取り付けられなくちゃいけないんじゃないのかなと。

私自信が思いつくまんま、ちょっと考えてみたらそういう問題が、当然こら生じてくるなど。

私そういうこともこの委託料いわゆる計画策定業務の中に、そういうふうな部分ほどの程度予定されておるのか、そのへん1点お尋ねしてみたいと思います。

それから、策定業務の委託内容が1番の根底になりますので、そのへんわかる範囲で結構ですので、お答えをいただければと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 森議員の御質問にお答えを申し上げます。

諸々御質問を頂戴いたしましたけども、総じて申し上げます、御質問の御心配の点、これはさもありなんというのが実情でございます。

基本計画の策定の中には、当然、当然といいますか私の思いの中で、そういう部分を含んでおるといことは、間違いのないところであります。

2、3御質問の中身を確認いたしますと、増築、増築で安全性が保てるかということでございますけれども、これはちょっとはずれるかもわかりませんが、今、国内で改修リニューアルと申す中には、やはりこれはどうでしょう。通常一般的にみて、とってつけた改修というよりも、寿命を延ばす、橋にしてもそうです。あるいはトンネルにしてもそうです。一番いいのは新築することが一番いいんだけど、それには費用が追いつかない。したがって大丈夫なように改修するということが基本になっておると思います。

ですから、そのへんは私も思いとしても、同様でございます。ですから森議員、南関の例をみていただいたかどうか、定かではございませんけれども、南関もあのようにして、やっておりますので、そのへんを見習ってやっていきたいというふうに思います。

それからこの安全という意味では、今は地震にしましても雨にしましても、いわゆる想定外という、言葉が頻繁にでてまいりますけども、ここの部分については、これは今の国の基準でも国の基準の想定を超えるような部分については、もちろんハードな部分がそれに耐えうるということも、大事なことでございますけれども、ただその範囲を超えるような部分。これについては、この部分の安全性ということについては、今、総務課の方で防災計画の見直しをしておりますけれども、そういう防災のソフトの部分でも考えていかななくちゃいかんことかなというふうに思います。

それから取り付け道路と県道の植木南関線、南関の道路等は重複しますが、正門につきましては当然といっちゃいけませんけども、取り付け直しというのを想定をいたしております。

それから県道。これにつきましても、今閉鎖をされておりますので、今の状態だと安全性は保

てるかなと、いう部分がありますけど、道路とほとんど接していて、非常に窮屈という印象はございます。

ですから、このへんは県の方にも継続してお願いしていかなくちゃいかん部分かなというふうに思います。

県ということになりますと、先ほどの安全性という部分につきましても、やっぱり県としっかり御協議を申し上げていかなくちゃいかん部分かなというふうにも考えております。

それからこの正門に関しまして申しますと、今現在、危険を回避するために森議員御存じのように、裏道といったら失礼ですけども、民家の方の道路を通りまして通学をいたしておるようでございます。

したがいまして、これはスクールバスの運行等々に関わる問題になるとは思いますけども、バスであるから今の県道を利用して、利用しようじゃないか。

あるいはそれでも危険だよとそういう論議があると思います。

ですからそのへんを見極めながらこのへんについては、計画の中に含んでいきたいというふうに思います。

それから敷地の拡張につきましては、これは当然教室そのものが、おそらく足りないということが想定されます。これは十分に想定されます。

そういう意味で敷地の拡張ということも申し上げましたが、この基本計画の中で、いやいやいやこのへんはどうしてもスペースが必要だよというようなところが出てくることも予想されます。

それからそういう意味を含めまして敷地の拡張というふうに申し上げておるところでございます。

それから、どういう基本計画の内容かというところでございますけども、この内容につきましては、もちろんその耐えうるかということに対する答えてというのが、必定だと思いますけれども、そのへんを含めて基本計画ということで、検討させていただくと。

それからもうひとつの柱としましては、それに代わる費用というのがでてまいります。

計画の内容。それから、かたやそれに要する費用、この部分を概算ではございますけれども、あるいは基本計画としての概略ではございますけれどもお示しができればというふうに考えております。

私の答弁で不足の部分につきましては、学校教育課長の方から、また御答弁申し上げる部分があれば申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの質問の中で委託の内容ですけれども、当然整備計画書の作成ということでお願いをしております。

その整備計画書の中身ですけれども、その中にいくつかございますけれども、ゾーニングアクセス計画の検討ということで、改修する施設についての、グラウンドとか、その他グラウンド駐車場との関係性、そのあたりも考慮して、また安全性も考慮していただいて、ゾーニングアクセ

スを計画していただくといったようなこともお願いをしております。

それから施設配置計画の検討も、当然委託の内容に含んでおりますけれども、これにつきましては、規模やゾーニングアクセス計画、この結果を踏まえまして、配置計画をするといったようなことで、その都度、事務局の方と打ち合わせながらやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） お尋ねをした件につきましては、だいたい理解はできました。

私が心配するというか、一つ一つ細かに検証していかないといけないなと思うのは、学校統合委員会というのが設置されてますので、当然その中で駐車場問題はどやんなつとだろかとか、いろいろ出てくると思うんですね。

その時にこの、今回のこの計画策定業務の資料が、多分生きてくるんだろうと、そういうふうに思っております。

ですからそうなりますと、やっぱり想定されるやつは、やっぱり含めたかたちで計画策定業務を委託をされないと、はずれた部分については、それは策定ができてませんというかたちになって、それは別個ですというような、そういうふうなことになるのと、統合委員になられた方たちが、なんか責任をおつかぶせられる見たいな感じになられるといけませんので、非常に大事な問題ですから、もちろん先ほど、私も申し上げたけども、学校教育の中で一番大事なことは子どもたちが安全に教育を受けられるという、それが一番目です。

それからあと合理的に、快適な環境で子どもたちが教育を受けられると、そういう、その2点だろうと思うんですね。

快適な環境を生じるために、どうしても経費が必要になってくると、そのへんの経費の問題で、その経費がみえないもんですから、だから私らは、私自身は、どうもこう気持ちは、もうこれは大きな問題だからと思って、頭でっかちで考えはしますけど、なかなか表現がへたくそですね、いわゆる執行部の皆さんにご迷惑かけてる部分があるかと思えますけど、それだけ一生懸命、私は教育の問題を考えてるんだということで、ご斟酌いただければ非常にありがたいと思います。

そのへん、学校統合委員会とのかねあいのところあたり、学校教育課長あたりももし考え方があれば、ちょっとお聞かせいただければと思いますけど。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） すみません。教育課長にお尋ねですけども。統合推進委員会が、町長部局の委員会なもんですから、先にお答えさせていただきたいと思いますが、もちろん、先般の8月の臨時議会の中でそのだぶつての委員会はね、無意味じゃないかということでございますので、いわゆる事務としては事務局で進めてまいります。

肝心な部分については、これは私の方からも、すでにお願いをいたしております。

検討お力添えをくださいということですね。これはちょっと非公式でございます。勝手な発

言でございます。非公式でございますけれども、議会の皆さんに対しましても、全協をしょっちゅう開くというようなわけにはいかないと思いますので、お許しをいただければ、例えば総務文教あたりと脈絡を密にしながら進めさせていただき、それを総務文教委員会の方で各議員さんに斟酌して、お伝えいただく。

そのような方法も一つの方法論として、頭の中では思っております。

森議員が頭でっかちというふうにおっしゃいましたけど、決してそうじゃなくて、もっともつと私の方が頭でっかちで、あれもあるこれもある、これもあるこれもあるとですね、ちょっとこうくだけたような表現になってしまいましたけれども、森議員、今の段階ではお互いに頭でっかちでよかつじゃなかでしょうか。と思います。あと学校課長の方から。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの御指摘がありましたように、学校統合推進委員会、これをたちあげまして、今まで2回ほど会議をいたしております。

その中でやはりこの場でも申し上げましたけれども、事業費あたりが見えないとやっぱりこう判断材料といいますかそのあたりが、ないもんですから、そういった事業費等を示めしてもらえらという意見がでておりました。

そういったなかで今回整備計画をお願いして、概算費を出すということで、また統合推進委員会の方に意見を求めることとなりますけれども、統合推進委員会と委託業者、その間を結局事務局の方が間に入ってうまくいくようにやっていきたいと思っておりますので、できるだけ委員さんがたに負担がかからないように、そして判断材料が多く提供できるように事務局としてはやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 最後の質問になりますけど、非常に子どもたちの統合小の番城の併設、新築からリニューアルの方に町長の考え方が変わったということで、非常に一面では混乱している部分があるだけに、私は整理をするところ、ぴしっと整理をしながら飛び込まないと、とんでもないことになりかねないという面から私はあえてお尋ねしているわけですけど。

今の段階で一番心配しているのは、学校統合委員会の皆さんが、肩書を、例えば区長さんであるとかP T A会長さんであるとか、たまたまそういう肩書をつけられた人たちが充て職的に委員に選ばれておられるという方たちがだいぶおられると思います。

そういう方々が、一番心をくだかれているのは、いためられてるのは、やっぱし自分たちは執行部じゃないんだから、そういう責任あるような相談をされても責任ある回答はできないと。

だから思いは伝えることはできるけど、いわゆるそういう予算がらみの話になるとか、そういうことになるのととてもじゃないけど、言えないと。

だから非常に困ってるという話を私にされた方が2、3人おられます。

ですから私が一番心配するのはそのへんでありまして、いわゆる学校・・・、安全な子どもた

ちの安全性を確保しながら快適な中央小のリニューアル化しながら、快適な教育環境を作りあげるために、経費がいくらかかるのかというのは、これはどうしても番城と比べる場合に、どうしても必要なことでありまして、そのへんを省いてしまうと、そしてそのへんの数字の出し方を恣意的なかたちで進めてしまうと、とんでもないことになりかねませんので、そこを自分なりに今、今日お尋ねをしたということでございます。

ですから、そのへんはいわゆる、だいたい町長なり、あるいは教育課長のお答えをいただきましたので、私なりにいろいろ今までの経過の中で、自分なりに不満足なところありますけど、ただそれはそれ、これはこれで私自身割り切ってひとつの判断を今後していきたいというふうに思います。

くれぐれも申し上げときますけど、学校統合委員会の委員さんたちが非常に真剣にこの問題に対して、責任感を感じておられるということは、私の方からも、くれぐれも申し上げて、そこに対する配慮というのを、していただくようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問ありがとうございました。今、しめくくりの言葉にございましたように、統合推進委員会のメンバーというのは、ある意味では非常に重要な皆さんに、地域を担う皆さん、団体を担う皆さんに集まっております。

同時にこの方々は他の分野でも非常に御苦勞を、調整のためにいただいております。

御負担が過剰になってる部分については、重々認識をいたしております。

ですからそのへんは、お言葉をしっかり受け止めながら進めさせていただきたいと思っております。

それから1点だけ、これは私の方からの念押しでございますけれども、予算と金額ということについては、これは統合推進委員会の皆さんに御負担をかけようとは思っておりません。

その部分を御審議いただくのは、まさに議会しかないというふうに考えております。

その金額、予算、金額を概算をだすにあたっての学校の在り方を検討していただくというですね、眼目になっております。

そのへんをしっかりと御意見等々、拝聴しながら参考にさせていただきたいと考えるものでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ちょっとお聞きしますけれども、I S値0.5以下が耐震補強、工事をしなければいけないというような感じになってると思っておりますけれども、この耐震調査それと、耐力調査、されたと思っておりますけれども、耐震は多分、十数年前の阪神淡路大震災、あれを受けて、耐震調査をしなさいということで、文部省、その頃はまだ文部省ですかね。文部省の方からあったと思うんですね。それで旧町時代に耐震の方はされてると思っております。

耐力度調査は和木町になってからされたとは記憶しておりますけれども、その阪神淡路大震災、十数年前の1月17日にあつてはありますが、その時のマグニチュードと、それと3年半前の、3.11東日本大震災のマグニチュードは、東日本大震災の方が大きかったと思います。

それで耐震度調査をされてるのが、マグニチュードいくらかで耐震調査をなされているのか。

そしてそれがなおかつ今、その調査、数値がいきますという答弁をいつかされたと思いますけれども、そのことをちょっと御提示をお願いします。

それと、3ページと7ページに、町債費で781万3,000円減額がなされております。

それでお聞きしますけれども、道路整備事業520万円の減額、臨時財政対策費261万3,000円の減額になっておりますけれども、これ当初予算はそれぞれ、いくらだったのか。道路整備事業、それと臨時財政対策費。それとまた、今回減額をされておりますけれども、減額にいたるにはどのような事情で減額なされたのかをお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 池田議員の御質問、私がお答え申し上げたいところですが、間違いがあるといけませんので、担当課長の方から答弁申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 耐震調査の件ですが、今回お示ししているのは、平成19年度と20年度に実施されている数字でございます。

それで地震の規模ということでもありますけど、文科省の方では、国交省よりちょっと厳しい、0.7を基準としているところでございます。

それで0.7以上というのが、大規模な地震の場合という表現で、0.3から0.7未満。

これにつきましては、大規模な地震の場合に倒壊または崩壊する危険性があるといったような範囲。

それから0.3未満が大規模な地震の場合に、倒壊または崩壊する危険性が高いと、いったような内容でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） まず3ページの歳入の町債ですが、失礼しました。町債の減額ですが、まず520万の道路整備の減額は、地域がんばる交付金といいます交付金の交付がありましたので、その分で減額をさせていただいております。

それから臨時財政対策債につきましては、交付税の代わりに町が起債をして、それを全額後年度において、国がみてるものでございまして、本来であれば交付税として自治体に交付される金額です。

けれども今回、額が確定したことに、予算の編成上、減額をさせていただいております。

もう一度申しますと、520万と申しますのは地域がんばる交付金の交付があったことから、起

債を減額をいたしまして、臨時財政対策債につきましては、減額をして起債を少なくしているところで、これは本来、普通交付税として交付されるべきものであるものを、地方債として借ります。

そしてそれを後年度において100%国がみてくれるということで、交付税の額が確定したことによって、減額をするものであります

ちなみに、補正前の額に2億4,444万7,000円が当初の計画でございます。

10ページの歳入ですね。10ページの歳入の21款、町債、1項町債、土木費がマイナス520の今回の予算で2億660万、それから臨財債が当初2億4,444万7,000円が、2億4,183万4,000円というところでございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） さきほどちょっと教育課長が言われたので、地震の想定がいくらだったというの、その文科省、国交省のあれには載ってないわけですよ。言われなかったから。大規模な地震とか、そういう表現がですね。想定後、文科省なり国交省なりも想定をしてないわけですよ。

それと、それはまたあとでお願いします。

今のそれと道路整備事業臨時財政対策費の当初予算の減額になった事情は、わかりました。

それを踏まえてお聞きいたします。

8ページ、歳出の一覧表が載ってますね。その中で地方債、520万は載ってます。261万3,000円は載ってません。補正額の財源の内訳のところですよ。言ってるのは、この減額された261万3,000円の財源内訳地方債の欄になぜ載ってないのか。お聞きします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 地震の規模の想定ということで、0.7以上と、0.3から0.7未満。それから0.3未満で、その地震の規模を想定しまして、その建物が大丈夫なのか危険性があるのか、それから危険性が高いのか、そういった部分ということで、ありますけれども、このほかにちょっとまた資料が確認できればまたそのあと確認して報告したいと思います。

○議長（杉本和彰君） しばらく、休憩します。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先ほどは大変失礼いたしました。

公債費の10ページの町債のところでお説明申し上げましたけれども、臨時財政対策債は本来普通交付税として交付されるべきものでありますけれども、国の財政事情から自治体で起債をしてそれを賄ってくれという制度のもとで起債をしております。

従いまして、特定財源ではなくて一般財源扱いをしておりますので、どの事業にという充当するようなものではないということでございますので、一般財源の中に組み入れているという状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 大変失礼しました。

大規模な地震の範囲ですけれども、規定ですけれどもマグニチュードで言いますと、7.9規模ということで回答をさせていただきます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。マグニチュード7.9を想定したところで、調査が行われているということですので東日本大震災とあまり変わらないようなマグニチュードを想定されてということで安心しました。

それと、総務課長にあれですけれども、3ページですよ、町債、この臨時財政対策債も町債に変わりはありませんけれども、交付税措置100%ということですので、一般財源として考えられるということで説明わかりますけれどもここに記載する方法ですよ。

合計額を書くんじゃないで、分けて書くとかそういう何か方法があるならば、今後考えておいてください。

わたしや、頭ん悪かけん、どぎゃんせえとか言えませんので。

それと、もうひとつちょっと建設課長にお尋ねしますけれども耐震補強工法というかですね、私がある時期、テレビ放映でですね、若干見たのが橋梁、橋の耐震改修工事が行われてるところを放映されていたのを見た記憶があるんですけれども、その時は、コンクリートを研って鉄筋がわかるまで研って、鉄筋がマグニチュード、それも同じだろうと思います。

マグニチュード7.8以上に、ていうか、それに対応し得る鉄骨、鉄筋を使ってあるのか。

もし、使ってなかったらそれに似合うような鉄筋を補強して、そして再度生コンで埋というような工事の放映があつたと私は記憶しておりますけれども、橋梁と学校、箱物というのは若干違うと思いますけれども、全協のおり写真、南関小学校のやつを見してもらったんですけれどもその時は、壁、若干鉄筋は写真でも見えてましたけれども、あれ程度ぐらいのまでしか研らないのか、それとも本当に工事をする時はもうちょっと研って、その補強までするのか。

それを、もし御存じでしたら教えてください。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 私も建物の専門家ではございませんので、詳しくは知りませんけれ

ども、学校の方の、耐震調査をやりましたのは合併後に、私がちょうど学校教育課におる頃でございましたが、I S値が5.8ですかねというふうなことで補強が必要だというふうな内容の報告書が挙がってきておりました。

で、その中でも、補強の、補強をどういうふうにするのかというのは、現在菊水中で、玄関、右脇の校舎といいますか、駐輪場になっておる部分が、下駄を履かせたような状態になつておりますけれども、あの部分が壁がないために揺れに対する強度が足りないというふうなことで、よく玉名の振興局あたりもしてあるかと思いますが、その合間にバッテン上の鉄骨による補強等を入れたその耐震の補強をやっているというふうな状況になるかというふうに思います。

中学校につきましては、耐力度調査等の調査を行っておりまして菊水地区の学校ではですね、耐力度というのは菊水中だけだったろうというふうな記憶を持っておりますが、その場合の調査につきましてはですね、今言われましたようにコンクリート面を研りましてですね、中の鉄筋の状態等を調査した上でその数値を出すわけですが、耐震の場合はI S値ということでの数値ということになりますが、耐力度の場合には確かその当時2,500点だったと思いますけど、その数値を元に耐力度の状態を確かめると、ちょうどその時点で確か平成20年だったと思いますが、その耐力度の基準が下げられたていうかですね、ちょうどその2,500点には以下だった耐力度がその後の改正ではですね、その数値を多少上回るようなちょうど峽間に一致したですね、数値だったかなというふうに記憶しております。

ちょっと、回答にならないかもしれませんが以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 私もですね、学校統合事業費の部分で質問いたしたいと思います。

先ほど、聞いておりますとこの予算が通過した場合、概算は新年早々にも出したいとか遅れれば私も困ると言われて、町長おられておりましたけれども、住民によくこう説明をしなくちゃならないのでというようなことも言われておりました。

町長はですね、これを説明だけでですねこう押し切っていこうとこう思われておるのか、またこう住民、地域住民ですね、特にこう、私はこう統合で直接関係される方々のやっぱしこう思いとか意見をですね、くみ取っていただきたいとこう思うように思うわけです。

そこでですね、やっぱしこの説明をしていきたいというふうに言っておられますので、意見をくみ取る場所というかな、そういう場所をですね、こう設けられるつもりなのか。

また、その学校統合推進委員会等の方向性とか意見をですね、重視されるつもりなのかお伺いをいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えをいたします。まず、学校統合推進委員会。

この分については、基本政策を基本計画を策定する上においてのアドバイス、それから御意見をいただかなくちゃいかんという部分が一点ですね。

それから、住民の皆さんへの説明会、とりわけ保護者、それから学校現場、このへんに対する御説明これは御説明ということでお話ししてはありますが、当然ながら双方向となって当然だと思います。

双方向でなければ、説明会をする意味がありません。

これは、報告会でもいいし。ですね。

当然、双方向というふうに考えております。ですから、このへんにつきましては説明会の時間も私の思いとしましては、たっぷりとりまして住民の皆さんの御意見、現場の御意見、保護者の皆さんの御意見、このへんも尊重してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） もしですね、概算の中で、こう概算が出て、住民、住民というかその直接こう関係される方々、また保護者の方々の意見の中で、こんなら番城グラウンドの方がようはなかかいてというような意見が出た場合は、町長どのように考えられますか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） いろんな御意見が出てくると思います。

御意見に対しては真摯にお答えを申し上げる、御説明を申し上げる。

それから、その存念を聞き届けるということであたってまいりたいと思っておりますけれども、大変申し訳ございません。

今の時点で、もしもということにはお答えをいたしかねます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先ほど、答弁漏れをしておりました。

池田議員から書式についての御質問でございましたけれども、自治法の144条でその調製する方法が決まっております、総務省令で書式が決まっておりますのでこのままの予算書の形式で行きたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 9番、庄山でございます。予算書の13ページの学校管理費、この中で修繕料140万、そしてその次の工事請負費中央小学校の418万4,000円、これは、内容ですね、内容の説明、それと私はこの418万4,000円、この金額、これは、もともと中央小学校の全面南側の今の改修が8月に行われております。

それに伴って、恐らく裏側、西、東というような金額ではなかろうかと思っておりますが、その内容説明ですね。

それと、この前ちょうど小山議員の一般質問の中でも町長は非常にこう我々のこれはというようなお言葉も賜ったところでございましたですね。

これは、こういう言葉を使っていいかなんかわかりませんが、流用的な予算ということで非常にこれはまずかったと。ですね。

そういう中で、中央小学校の南側の工事請負費213万8,400円ですね、これあたりが修繕料というようなことで挙がってきたと思います。

その当初予算あたりは、この内容の中には入っていないような私は気がするわけですね。

そういうところも含んで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えをいたします。庄山議員の御質問に一点だけお答えを申し上げます。中央小学校の現在のその修繕ということですね、修繕費につきまして、一部、流用とはまた御理解いただきますように、流用とは違いますけれども、やり繰りがあったということ。

それから、それに対する最終の決裁を出したのは私であること。

これは、今後の十分な反省材料といたしますとともに、この前は、のちほど答弁をさせますけれども、緊急を要するということでございましたので、そういう流用とかやり繰りとかいう言葉抜きで事前に議員さん方に申し上げるという過程を省略させていただきましたけれども、そういうその時間がある時は、例えば学校のことであれば総務文教委員長さんとか、あるいは議長、副議長とか、このへんにだけでもせめてそのへんだけでも、お話をしておきたいとかように改めてまいりたいと思いますので、御容赦のほどをお願い申し上げます。

あとは、学校教育課長。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 今度の補正に関わる修繕費とか工事請負費の内容でございますけれども、確かに言われたとおりですね、8月に中央小の床の張り替え工事、それから2階の爆裂補修工事、そちらの方を修繕費で緊急的に支出をしております。

その金額が、301万2,120円と2つの修繕費でなっております、工事費自体は学校の予算科目に、予算科目ちゅうか予算ありませんでしたので、その需用費、この中で各学校の町内の学校はこの同じ学校管理費の中で予算執行をしておりますので、その中でやり繰りをしたところで8月のこの301万2,120円の工事を修繕工事をさせていただきました。

それで、やり繰りをしたということで結果的に持って行った元のところの予算が足りないというのが事実でございます、今回この需用費の修繕料140万、これにつきましては中央小の70万、それから三加和小学校に当初70万予算計上をしておりましたけれども、それがまだ執行していませんでしたので、その分を中央小の修繕工事に充てさせてもらったということで、今三加和小学校の方が修繕費がない状態ですので、その分が70万ということで合わせて140万ということでお願いをしてるところです。

それと、工事費、工事請負費ですけども、この418万4,000円、これにつきましては言われましたとおり中央小学校の軒先の爆裂工事、8月中におきましては2階の南側のベランダの上のと

ころですね、こちらの方をちょっと緊急的にさしていただきましたけれども、全体的にやはり北側とか東側、西側、そちらの方も爆裂の症状があるということで、その分についての補正をお願いしたいと、それでその金額が410万3,000円ということです。

それと、三加和小学校の5、6年教室が中学校の方にございますけれどもこの小学校の方にチャイムが流れるようにですね、小学校の方から引っ張って工事をするといったような部分で8万1,000円の工事費を計上さしてもらっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 3月のこれは、3月のこれは予算ですね。この中で、さっき申し上げられましたが三加和小の修繕ですね、これは70万ですね、中央小学校のこれは70万は遊具施設等の修繕という形の名目が入ってますね、すと中央小学校これは90万ですね、ですね、この名目はプール修繕なんですよ。

私が言ってるのは間違ってますか。

これは、平成26年度当初予算、学校教育課の資料です。

私は、この三加和小学校の70万は、補正で組みますと。ふんならば、中央小学校の90万というプール改修、この費用はもうせんというこっですか。

これから先考えますっていうこっですか。これを、今度の修繕に充ててあるわけですね。これは。私は、だから名目がある予算ですよ。だからさっき、町長にも申し上げたように流用ですかと。

こういう形ですね、これははっきり、町長、総務課長も印鑑打っていただいておりますね。

この前、町長はそれはいけんじゃったというようなお話でした、総務課長も印鑑打ってあつですよ、教育長も、教育長そぎゃんでしょう。打ってありますね、打つとなはつですね。

私はですね、こういうようなはっきりした予算のあるやつを変えてやるということは、たつたの今度ですね金額は小さいけれども、大きな金額でもこういうことはやる、やられるというように判断をせざるを得んわけですよ。そうですね、だから、今度私はあえて申し上げております。少々のごときはよかるだといえ、それで私たちが実際学校に行つて、爆裂の補修工事こういうやつを見ていなかったならばですよ、これはそのまま通つとるとじゃないですか。

これは、過程です。ただ、私たちが見たから、こりゃちつたおかしかつちやないのと、小山議員もはっきり、私と小山議員と荒木議員と行つて初めてこの事業がありよつこつは初めて知つたわけです。

そして、そういうような予算は6月に補正でもあつとる予算、それならばわかりますよ。

何にもない予算、そしてここに使うべき金をこつちのに使つたということですよ。

こういうことですね、私はですね本当最高責任者は町長ですから、町長も町長の印鑑を打つとるわけですよ、中身は本当に、町長はまああのなかなかですね、まあそりやあれだから私はその最高責任者でもあるし、首長でもあるわけですから、そこまで本当に急がんといかんとですたいな、本当は、しかしですよ、しかし、これはもう町長の言い分で、しかし、やっぱしですね、

総務課長、教育長、これはですね、前からその場に教育長あたりはおられるわけですから、これは危険で、そうさっき町長もおっしゃりました、危険でこれはもう何年前からでもわかったでしょ、今わかったこっちじゃないとですよ、これは。

ただ、延ばしとったと統合をやらなんから延ばしとったと、すと今度ですね町長がまあ今度は番城じゃないぞとこっでやりますよというような方針で町長は勝たれているわけですよ。

これをやるわけですよ、であるならば、6月の定例会にあたりにも出せる問題ですよ、これは。私はそうと思いますが、どうですか町長。教育長あたりのお考えは。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えいたします。まったく御指摘のとおりでございます。

再度になりますけれども、最終決裁者であり、全ての責任者である私の認識とまでは言いませんけれども、精査が足りなかったというのはまぎれもない事実でございます。

そういう意味では、全てをひっくるめて今後気を付けさせていただきますので御容赦をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 私は、そういうやつを責めるわけではございません。

ただ、それならばその教育課なら教育課、建設課なら建設課と、我々からチェック機関から言えばですね、みんな同じ穴の貉で、んならこれをやっとなじやないのって。

しか見えんわけですよ、ですね。

ただ、たまたま今度は教育課がそのですね、そういう、まあめっかったというだけの話ですよ、たまたまかそれはわからんですたい、しかしですよ、今後、今後ですよ、こういうやつがあったらいけんとなじやね、どこの課も。

需用費と同じ修繕費の中で、きちっとした、その修繕というような形でなかなか、それは結構と思いますよ。

修繕費でやっていけると、なら何のためですね、予算なのか、きちっとした予算は結局もう12月、去年の25年の12月ぐらいからみんな3月まで考えて、これ予算作つとでしょ。

3月の、ですね、だからこう、ねえ、そして、んならそこをやったならばその次にはちゃんと補ってここのプールは作ら、修繕ば、せなんですたい。

そういうような、やり方を今後はしていただきたい。せなおかしいて私は言ってるんです。

いいですか、私はこれ以上申しません。

そういうことで、再度、教育長もそこの長としてのひとつの考え方、町長は何べんでん謝られなはるけん私はよかて思います。

もうほんなこて気のどっかですばってんが、ですね。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えをいたします。ある意味、先ほどですね、どなたかの質問で悪い面が出てるといふふうなお話がありましたことに留意いたしまして、そういう面では、私を筆頭に日々の小さい事務でも十分配慮をして、留意をしていかなくちやいかんと。

私はこの現場におりまして、庄山議員の逆に言えばありがたい御指摘を受けておりますけれども、恐らく今日全職員がこのモニターを見ておることだと思います。

私と一緒にそのあたりは気を引き締めて、明日と言わず今日ただいまから、そういう気持ちで出直したいというふうに、職員の人みんなにもこの場をお借りしまして、お訴えをいたしたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 先ほどから、庄山議員の方から御指摘いただいた、まさにそのとおり反省すべきばかりでございます。

私どもこれからにつきましては、十分学校現場それから地域等の見回りなどもしながら、情報をやはりいち早く収集し、それに基づいた予算だてをお願いすると、とそれにまた基づいた予算執行、そんな予算執行に努めてまいりたいと思います。どうぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 本当に今後絶対こういうことがないように、努めていきますので本当申し訳ありませんでした。

今回、補正をお願いしている部分ですけれども、3階の3階と言いますか、中央小校舎の北側部分がメインになってまいります。

それから、東側西側そちらで爆裂が何箇所か見られますので、その分についての工事をお願いしたいということで、作業の内容につきましては、8月中に行った2階のベランダの軒天の工事内容と同じような方法で進めてまいりたいと思っております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） はい、高巢です。13ページの学校統合事業費関係につきまして、質問と言いますよりも、私の要望的な話をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、今回8月の18日の日に学校統合事業に関する予算ということで1,417万2,000円が提案がございました。

これは、残念ながら否決という形に終わりをまして、今回町長は中身を精査され958万1,000円というようなことで、今回提案をされたわけでございます。

基本、前回の私の意見は基本計画策定委員会を立ち上げるのは、現在学校統合推進委員会で議論中であるから、時期尚早だというふうなことで反対をさしてもらいますということでやったわ

けですが、今回は基本計画策定委員会設置を取りやめて更にまた予算も大幅に削減され、約460万ほど削減されとります。

このへんにしながら提案でございますが、今回一番の目玉は校舎改修等に関わる概算事業費の算定をするための業務委託費だということで、先ほどからこれに対しては何人の方からも質問があつとりますし、このへんは私の全く重複するところでございますので、ちょっと割愛しますが、前回一般質問でも申し上げましたけれども、もちろん今日にも話ございました。

用地の現状で対応できるのかと、いうことでこのへんにもついても町長は用地の取得の必要性をさっき出されました。

更にまた、スクールバスの進路の確保なり、周辺の環境整備、道路あたり環境整備、道路あたりの整備の費用も必要じゃないかと、駐車場の確保、このへんも当然私は不足状態にあるんじゃないかなというふうに察しております。

いずれにしても、施設整備に要する全ての経費を計上してそして総額いくらかかるんだということを今回示したいということですので、全く私の課題の題と一致するところがございます。

そういったやつも含めて、全ての経費を計上して総額いくらかかるんだということが一番大事なことであるし、また改修計画につきましてはですね、これは番城案との比較もできるようにしていただきたいと、これは当然だと思いますので、そのへんが説得力がある、また一段とあるようになるんじゃないかなろうかと思えます。

それから、長寿命化につきましても先ほどから何回もあつとりますが、これは耐用年数80年を見込んでの改修を根拠とした形で、私はやるべきだと、算定をやるべきだと思いますので、あと45年使うということに、大体それぐらいかなと思えますが。

建設がずれ込んだことで、消費税も上がります、それから国庫補助金の上乗せ分、このへんは減少の可能性もあるんじゃないかなろうかと思えます。

更にはまた、特にこの設計監理費ですね、設計監理費1億2,800万、これは返還の可能性が大じゃないかと思えます。

以上のようなことも含めて、これは当然経緯として参入すべきじゃないかというふうに思えますし、以上のことを含めた上での比較、検討はなされるべきだということだと思います。

番城グラウンド周辺に学校を整備をすることで、今日まで進んできたわけですが、町長としてはそれを取りやめて今度中央小学校に集約していくと、リニューアルやって集約していくということで、事業費が示されないことには比較、検討もなかなかできないんだから是非今回その検討案が必要だからそのへんを出してくれと、さしてくれということの提案、これは委員会の、検討委員会の委員さん方の話もそういうふうな話もあつてると聞きますし、PTAあたりの話もあつてるように聞いたりしますし、また町民の皆さんの意見もそういう意見を持っておられる方も多分おられるということです。

町長は、5パターンを1つの検討材料として、中央小に、これから見ますとどうも中央小学校ありきというような形に私は映るわけですが、そうじゃなくてやっぱり今回番城案も含めて、形で比較検討案を示していただきたいというふうにお願ひ、要望するところでございます。

そういったこと、以上を申し上げましたことはですね、ひとつ町長におかれましてはですね、ひとつ誠意ある対応を強く要望しておきたいと思います。

これは、要望でございますので、町長の答弁はよろございます。

私を支持していただいた方々に、私の思いというか、そのへんはこの場を借りてこの場でですね、説明をしたいと、思いを伝えたいということで発言をさしてもらいました。

ひとつ今申し上げましたことを、町長におかれましてはひとつ皆さんが納得できる、ああそんならというような、案が出れば当然そうなるだろうと思いますし、早くほしい今年度いっぱいを見込んでるということでございますので、早くそのへんをされましてお示しをいただければ非常にありがたいかなと、早くしないと事業が遅れるばかりでございますので、いずれにしても町長もそこは望んでおりません。

一刻も早く終了していくというのが大事なことじゃなかろうかと思えます。

要は、もう何回も申しますが子どもが中心でございます。子どもたちのために、私たち大人はどうすべきかということ常を頭に置きながら、行動すべきじゃないかと私は思っておりますので、答弁はおりません。

要望でございますので、よろしく願いをしたいところでございます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 高巢議員の答弁はいらぬよというお話でございますけれども、私の立場といたしまして十分、比較検討に値するような案を御提示申し上げたいとそういうふうにお答えを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 最初にですね、先ほどから出ております、中央小学校の工事請負費の410万3,000円ですね、前回の南側と合わせて700万、それに対しての光熱水費等からの支出、僕はやっぱり不適切だと思います、これはですね。どう考えても。

まずそのところは、総務課に連絡されたのか、僕は緊急性があるなら専決処分をするべきじゃなかったらと思うんですよね。

これは、僕は、庄山議員が言われるとおりに6月に補正を組んどけばまだ間違いないですけど、本来であれば子どもたちの安心安全を考えた場合は、専決処分でしょうね、これは。

そこが間違えてます、実際。これははっきり言って重要でしょうね、と指摘します。

それとこの前、小山議員に答弁の中でですね、8月4日ぐらいからどうやってこう入札をされたかという時に、3業者と一緒に行かれたというような答弁があったと思いますが、ここはですね、しっか答弁書、小山議員の答弁書を見てですね、また指摘したいと思いますが、ここらへんはしっか行政としてですね、こが光熱水費等からですね、持っていくなんかもってのほかです。これは。しっかやってください。

それとですね、そこにどうして答弁をお願いします。

それとですね、先日、先日の夜9時頃、福原町長の支援者である三加和地区の元議員の方から私の携帯に電話がありまして、出たところ、本日の一般会計補正予算を賛成してくれというような話がありました。

私は、口ぶりからちと察するに、もしかしてお酒を飲まれてるのかなと思ってですよ、酒を飲まれてるんですかと聞いたらですね、「おう飲んどるぞ」というようなことでした。

で、私はその方と飲んで話をする仲でもありませんし、何より一般会計の補正予算という大事なことを飲んでる方と話すことなんかもってのほかだと思ってますんで、私は「飲んでから電話はせんでください」と言ったところですね、「お前もえろなったね」と言われたわけですよ。何回も何回もですよ。そりゃ僕は激論しましたがけれども、町長自身がそのようなことを頼まれたのか、でまた知っておられたのか。私自身本当に今日寝れんですよ、本当、気分を害しております。はっきり言って、で、私を腹かかせてこの補正予算を反対せろって言いよんなはつとかなって勘ぐるわけでございます。そこに対しての答弁とですね、あと13ページのですね、先ほどからでてます、菊水地域の学校建設改修等整備計画策定業務委託料、958万1,000円がどういう形で出てきたのか、またこれは高いか安いかわかりませんので、そこらへんも含めてですね答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 蒲池議員に詳細は教育委員会の方から、答弁いたしますけれども、私の方でお答えできる部分をお答え申し上げたいと思います。

中央小学校の修繕費というものにつきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、その時に私を含めてそれぞれが認識しておればですね、如何様な対応でも事前策というのができたんじゃないかと。

こういう言い方っていうのは、あの非常に私として好むものではございませんけれども、そういう意味では先ほど職員ということで、聞いておるかということで申しましたけれども、いわゆる正常な事務、行政事務というのを私を含めてのこれは責任の分野であると思いますので、以後十分職員共々気を付けてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、先ほどの私の支援者の方というお話がございましたけれども、もちろん指示をするなどとはもってのほかでございまして、知っておったかと、蒲池議員からお伺いをするまで知らなかった、これは実態でございます。

支持者の方、私を応援していただくあるいは支持をしていただくあまりのそういう御無礼であったかと思っておりますけれども、願わくば今後はそういう部分については、自重をお願いできれば大変ありがたいとそういうふうに思っておるところでございます。

答弁にさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 蒲池議員の流用の件で、総務課との協議がなされたかということでございますけれども、流用につきましては総務課財政、総務課長も含めまして財政との協議が必要でございます。

おっしゃられましたように、御指摘のように流用という手段を取らずに専決で行うべきであったと反省をしておりますし、深くお詫びを申し上げたいと思います。

流用という考え方について、ちょっと述べさせていただいてよろしいでしょうか。

流用は、地方自治法で定められておりまして、この予算書の款、項までは触ることはできません。

但し、目、節、目、節ですね、今、話題になっております、款、項、目ですから、学校管理費それから、節の需用費ですとか役務費とかございますけれども、ここにつきましては、予算出向のために設けられた科目でありまして、流用については特段の制限はありません。

但し、但し、みだりに行うということは適切ではないということから財務規則において規定をしているところでございます。

財務規則の第21条には、予算の流用は人件費、物件費は相互に流用できませんよと、例えば私どもの給料と物品購入の相互の流用はできません。

それから、町長の交際費、食糧費、それから補助金、補填金、賠償金などについては増額は認められて、流用しての増額は、流用してそこを大きくするというは認められていないということが、その法と私どもの財務規則の中で規定をしているところでございます。

何回も申し上げましたけれども、みだりに行うことは適切ではありません。

そのところは重々職員にも申し伝え、不慮のことがございます、そういう場合に流用する必要が生じることもございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 先ほどの御指摘で、光熱費、水光熱費を90万補正させてもらっておりますけれども、これは8月の修繕で同じ中央小の分をやり繰りして今回、光熱費が足りないからお願いするというものでございます。

それから、委託料の958万1,000円、これが高いのか安いのかといったようなことでございますけれども、委託の内容につきましては前回お願いした分をかなり、かなりと言いますか、委託しない部分がありますので、その分は減っております。

それで、出し方としましては直接人件費がだいたい何日ぐらいかかるのか、1人当たり、1日当たりの単価がいくらなのか、それが基本となってまいります。

それで、今回の工程についてはだいたい148日あまりの工程ということで、金額を出さしてもらっております。

その直接工事費、直接人件費を元に、特別経費とか標準委託、特別経費、それから消費税、そういうことで958万680円という形になります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 飲んでからですね、電話をかけられたことに関しては、町長は知らなかったということで安心しました。はっきり言って。そういうことで終わらせていただきますけれども、今の分はですね、そういうことがあってはですね、やっぱりおかしいですね、はっきり言って。

958万1,000円に関しても、私も前回の8月の臨時会の折に反対討論の中で私が述べさせていたように今度挙げられておりますので、予算がですね、そういう形で出てきたということは、僕は非常に、この前の一般質問の中でも述べさせていただきましたけれども、これはいいことだと思っております。

ただ、削減ができればですね、たぶん僕は基本的には無駄になるお金じゃないかなと思っておりますんで、削減ができることはしていただきたいと思っております。

先ほどの418万4,000円、410万3,000円に関してもですね。

これは、70年もてるような耐震の中で、これ今度700万ぐらいかけてますけども、これに関しては、もうこの分はせんでいいんですかね。

お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 今回お願いしている部分につきましては、爆裂とかそういった症状がある部分についての補修ということで、その大規模改修長寿命化改修、そういった事業との直接の繋がりではなくて、応急的な措置ということで取り組んでおります。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 応急的ということで、何年ぐらいもてるのか、実際ですね、無駄なお金、子どもたちの安心、安全を考えた場合仕方ないのかなと思いますし、そこらへんを今後も早めの予算決めをして、そして子どもたちの安心安全、先ほど自治法の中では間違いはないと言われてますけども、なら、なんがなんじゃわからんごつなってくるんじゃないかなと思うわけですよ、結局、目だけ違えば、結局なんに使っちゃよかていうこっですか。

先ほど、ちょっと述べられましたけれども、だけん僕はそういうことじゃおかしいだろうと思いますんで、なら何のために、なら熊本グリーン農業育成事業補助金に使うのかて、だから挙げられてるわけでしょ、だから我々は承認するわけでしょ、それに使われると思って我々は承認するわけですよ。それを違うとに使っていいということであればですよ、そりゃもしかしたら、あつ僕はこの部分は認められないと思うかもしれませんが、そこらへんはですね、やっぱりしっかりした考えをもちながら、やっぱり守っていただきたいと思っておりますんで、そのへんついて答弁お願いして、終わりたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 私の発言の仕方がまずかったのかと思いますが、法的なことを申し上げたつもりでございます。

何回も申し上げましたけれども、流用はみだりに行うべきものではないと、ということが基本でございます。その上で、不慮のことが発生した場合に、どうしても予算が足りないというようなこと、あるいは年度途中で、例えば掛け率を変更したりして予算が足りなくなったとか、そういうことも、掛け率で、例えば話をしますと、消費税は事前にわかってますからいいんですけれども、組合への負担金ですとか、そういうのが掛け率が予算、当初予算の計上時と変わったものにくるということを想定されます。

そういったものもありますので、みだりに行うことは慎まなければならないということは、職員皆自覚をしているところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私は、この前の一般質問で私の気持ちは町長と議論をしましたね、ここで、いろいろなことを最初の始まりからちょっと言いました。

36億という数字は、皆でここで一応決めたと、議員決めたじゃないかと、そういうことからしまして、そして採決の段階では私の意に沿わなかったら、ああいう座ったままの否決ということになったわけです。

今回、また再提案はされましたが、いろいろ皆さん方おっしゃるのを聞いていますと、私なりにもそういう気持ちがいっぱいでございます。

その中で、検討事項でだいぶ意見がありました、その中で私もちょっと触れたいと思います。プールは当然新設をしなければいけない、中学校も相当前に1億円計上して、賛成して合併するまで待とうということになりますので、プールも新築しなければいけない、そして恐らくプールの今のところにいるならば、これは解体しなければいけない。

そこらへんも抜けとるかと思えます。それから、土地の買収、買収するならば延ばすならば、裏の方にしか延ばないと、前の方にはできないわけですからね、地権者の同意がいると。

それから、6学級ぐらい新築しなければいけない、それと学校給食の菊水調理場の新設というのをちょっとこれは答弁をしてもらいたいですが、これは今のところを解いて新設するのかそこらへんには答弁をちょっとしてください。そこらへんを思います。今回は、918万ですか、提案があつとります、一応叩き台ということで出とるかと思えます。そのへんもそういうことだったと思いましたが、学校統合推進委員会においても何かやっぱ金額の数字が出てこんなら私たちも進められんじゃない、それは当たり前のことだと思えます。

そういうことがあつとります、この前教育長さんに学校統合推進委員会は現場を見てもらいたいと、検討しますとおっしゃいましたが、その後検討じゃなくて見に行かれたか、そこを答弁をお願いしたい。百聞は一見にしかずです。傍聴、・・・としても、傍聴に行つて、百聞は一見にしかずだから、何でもやっぱり相応に、百回聞くよりも一回見に行つた方がいいぞと、いうことでございますので、そこらへん行かれたのか。

それから、議員の皆さん方にも私たちは中央小学校も見に行きました。

南関の3小も見に行きました。やっぱり、議員の人たちも皆見に行って、そしてここに正々堂々と議論をしていきたいと思います。

ただ、賛成討論、反対討論をしていきたいという思いでございます。

それから、3回しかできませんので、まとめて言いますが、アンケートをいろいろ出しております。パターン1から5、その他のパターン、これを見ますと、54%、半分の人がその他のパターンでございます。

1から5じゃなくて、5が35%、そういうことでございますので、その中身を見ますとやっぱり保護者の人達の意見が如実に出ております。

番城に今までんとところに造ってもらいたいとか、小中学校の併設型にってもらいたいと、この併設型にってもらいたいというのは、三加和の小学校は併設型になつてきます。

私たちもそれでしてもらいたいと、この併設型の勉強は私たちは、宇土にも前の相澤教育長さんの引率で行きました。

長崎にも行きました。荒尾小学校にも行きました。教育委員さんたちも恐らく産山かどっかにいとらすと思います。

そこらへんで見て、やっぱり併設型はいいという相澤教育長に私は全幅の信頼をおいておりますので、併設型はよかて、ああほんなよかなて、ほうやってまだ皆さん方の町民の皆さん方のそこらへんの理解がないと、私たちの説明が足らんからなかったと思いますが、国もそういうことで併設型を今から進めておりますので、それもこの議場で言わしてもらいたいと思って、今発言をしとるわけでございます。

町長、あのアンケート見られましたか、アンケート。ちょっと私もあの2、3日前、昨日、一晩ずっと帳簿を引っ張って見ましたら、そういう意見があったと、保護者の人が駐車場が中央小学校は少ないんじゃないかと、少ないからやっぱり私はもし中央小学校に造るならば土地の買収は絶対せないかんだらうなという思い、皆さん方もそういうことだったと思います。

そういうことでございます。それから先ほどありましたように町民の方は番城での新校舎を望んでる声も多く聞かれることから、概算事業の算出にあたっては当然町長としてはそれと比較されて、しかるべきだと思いますので先ほどの答弁では、それは頭に入れておきますという答弁でございましたので、そのようにしていってもらいたいとこのように思います。

そして町民の方が納得されるように、されたらその方向に進んでいかれても結構かと思しますので、それから財源問題はいつも言いますが、財源は、あえてまた言いますが、17年度末で29億あったのが、現在は75億円、158%46億円の増と、町債においては合併時に91億が93億、これを率にしますと、プラス2%、片一方は158%でございます。

今のうち、この前の一般質問で言ったのは今のうち学校を造って30年後にまた学校を造らなければ二重投資になる、車を新しく買う場合、ああ安かったけん買うたばってんやっぱりいかなかったって、それからこの前、総務委員長の常任委員会の研修でおっしゃられた阿蘇ですか、阿蘇での改修については、平米20万という話を聞きましたので私なりに学校の面積と中学校の面積と

1万ちょっと出ます、それをかけますと22億円、1番が22億3,000万だったと、何の桁が違っていると、議員間違いで22億円になります。

それは改修の程度であると思いますたいね、南関3小につきましては確かに安うございます。

南関3小の場合、現場監督さん達といろいろ話をしましたが、阿蘇の場合はやっぱり改修の皮を捲って中の鉄筋まで、ほとんど新築と変わらんようにやっぱされとっと思います。

ちょっと詳しい人に聞いてみますと、やっぱ改修をするならば新築するとの7割、8割はかかりますよと、ある程度詳しい人の話を聞きましたがそういうことがありますのでそこらへんを今度は、それからですよ、選挙の時は福原町長は中央小学校を安して福祉に回しますとおっしゃられましたね、わかりませんか、発言がすみません。言語がちょっといかんか。

あのですね、福原町長は中央小学校を安くしてそしてそれを福祉に回しますと、間違いないでしょ、それがですね、町民の方はやっぱ「ああそりゃよかばい、ああやっぱ安あがるならそつがよか」ってこっでやっぱ投票されたと思いますよ。

そいで当選されたと思います。

今になってみっとですね、仮設校舎も造らないかん、雨漏りもしよる、・・・はっとですたい、雨漏りしよってですなっでですたい、そりゃしよっですよって、そんなときには皆さん方は仮設校舎も知らん、門の方の整備も知らん、土地も買わなん、そういうことも知らんだったと思います、若干その環境関係で住民の人の意識も変わって、こういうアンケートに出たなと思います。

これはこれとして、意見を申し上げましたが今度の925万8,000円についてはですよ、これはやっぱり1回は叩き台にのせて、概算を出してもらって検討をしなければいけないかなと思いはいたします。

そういうことで私の気持ちは番城でございましたが、番城は番城として施策をしてもらう、そんなためには、今度の数字も出してもらう、俺は5億円と言いつたけん、・・・、おい・・・の気持ち、そういうことは福原町長はされんと思いますので、地位的に、公明に正大にこの計画書を委託されて、この委託業者は1カ所でこちら執行部のいいところに1カ所頼むわけですか。

答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 諸々御質問をいただきました。私なりにお答えできる部分について先に学校教育課長より先きんじまして、申し上げたいと思います。

まず、給食棟これを新築にするのか改修にするのか、このへんは専門家に見てもらいたいというふうに思っております。

場所についてはですね、計画が計画じゃなくて腹案がありますけれども、それは学校教育課長から質問、お答えをさせていただきます。

それから、見に行たつかいということでございますけれども、これはまだその時がまだ2、3日前だったもんですから、これもありますし、じゃあどういう方法があるのかなということもありますので、これ御希望があれば当然対応しなくちゃいけません。

ちょっとこれについては、恐縮ですがお時間を頂戴したいというふうに思います。

それから、いろんなパターンがあるけれども5番目のパターンが1番多いじゃないかというお話でございます、これはもう御手元に恐らく全部のアンケート用紙、私全部目を通して、通させてもらいました。

現場でも、肌で御意見を聞かせていただきました。

この5番については、いろんなのが入り混じってます、御存じのようにですね、ですからこの5のパターンというのは、なかなか数字通りには受け取れんというのがありますんでね、ただ、1、2のパターン、中央小学校これは1、2のパターンですので、ここについては1番多かったのかなというふうに考えるところでございます。

それから、併設型、これがいいんじゃないかということでございます、併設型の良さ、それから分離型の運用面での予算、これは諸々ございますと思います。

それから、国の一貫教育の推進、これも必ずしも併設型だよということでもございませんですね、これ全部併設型ということになりゃ日本国中大変なことになっちゃいますんですね、そうでもないんじゃないかと、これ一貫教育の在り方というのを示唆した内容じゃないかなというふうに受け止めております。

それから、概算事業は番城も比較して検討しなくちゃいかんよということに、叩き台を作るということはそういうことでございます。

というふうに受け止めておりますんで、お願いしたいと思います。

それから、財源、地方債、35年後にはどうなるんだいと、いうことでございますけれども、これはこの前お答えを申し上げましたように、やっぱ1事業、それから1時期にあまりにも過大なですね、投資を財政投資をするということは、やっぱり後々に相当無理がかかってくるなど、と同時にお話のように、統合の経費を削減して福祉だけじゃなくて、いわゆる、生活基盤の事業に回すということ、これはずっと常々言ってまいりましたし、現在もそのように考えておるところでございます。

単純に学校建設費だけを比較しようという気は、それはそれで比較をしなくちゃいけないけれどもそれだけではありませんよ、生活基盤のためのまちづくりのための財源、予算、これをトータルパックで見ましようよというのが私の持論でございます。

財源等々について、特に地方債の発行の過度の発行ということについて、御必要があれば再度総務課長の方から答弁を申し上げさせていただきます。

とりあえず、走りましたけれども、私としての答弁にさせていただきたいと思います。

教育課長の方から足りない部分での説明、必要あらば総務課長の方からの説明をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 先ほど議員からの御質問でありましたように、現場の研修をというお話を前回いただきました。

現在、いろいろ検討しております、今の段階ではまだ行っておりません。

それで、どういうことかと申しますと、学校の方にお尋ねすれば、授業があつて時間帯だとかいろんなこともありますし、委員さん方の勤務の時間等もございまして、今私ども考えているのは、学校開放の日とかそれぞれ学校で設けておられます。

そういう時間、日時等をお願いできたらなということで今検討しているところでございます。

そのことにつきましては、やはり見ていただくというところが必要じゃないかと思っております。

それから、給食センターの、失礼しました。

共同調理場の件でございますけれども、この件につきましてももう御存じのとおり大変古うなつて老朽化してございます。

と同時に現在の給食センター、共同調理場ではやはりドライ方式等ではございませんので新しいそういうシステムで、安心、安全な給食を作っていただかなくてはならないと同時にそれを並行して稼働させながら、そして新たな共同調理場の設置又は改修等ですね、そういう作業もしなければなりませんので、具体的に今どこにというような場所等については今のところ決まっているわけではございません。

今、検討しているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） この業務の委託ですけれども、これにつきましては先ほどお話がありましたけれども、1業者じゃなくてこちらの方で仕様書を作成しまして入札で行いたいというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今、答弁をいただきましたが、再度質問をいたしますが、一貫教育のこつですよ、一貫教育の併設校、これはちょっと、今日持ってきてはないが、熊日新聞にですね、文科省は一貫校併設型を今後進めていくという方針でございます。

これは、何日だったかわかりませんが、確かこういうことを書いてありましたので私は質問をしたわけでございますので。

よく調べておいていただきたいとこのように思います。

それから、学校統合推進委員会の方に見てもらいたいと申し上げました。まだ見ていないということでございます。もうあれからだいぶ経ちますので、私たちは南関3小に、今日言うてから今日言うてその日の5時頃は研修に行ったつですよ、今日言うて、そして朝行って申し出をして、そして私たちも5時過ぎにはお伺いしますと子どもさん達の教育のありよるから5時過ぎにお伺いしますので、是非見せてくださいと。

それから、町長たちも見に来られたという話も聞きました。

やっぱりそこらへんがまちよつと積極的にされんと、統合推進委員会も、やっぱ現場を見てい

ただきたい、委員の人も見たいとおっしゃっておりますよ、以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 杉村議員が新聞で見られたと、いうことでですね、もしそうであれば私の勘違いというか、知り得てない部分でございまして、それには、お詫びして訂正を申し上げたいと思います。

それから、これは教育委員会から申しあげることだと思いますけれども、再度、その直ぐ行けるじゃないかということでございまして、これにつきましてはこっちの方の集合という部分もありますので、このへんも考慮してるんじゃないかと思っております、答弁があると思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 御指摘いただきましたように、本当に早い委員の皆様方へと一緒に現場を見ていただきたい、早急に検討していきたいと作ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今、教育長から答弁が今、町長からもありましたが、この件についてはですよ、大きな金額を打ち込んで百年の計という学校を造るわけでございますので、是非ともですよ、これはもうやろうと思えば5時過ぎでもできますから、もうあれから何日も経つとりますから、あえて今日は聞きたくなかったばってん、何かあったような感じがしたもんだけん、お尋ねしたわけです。

それから、議会の方も是非、みんなで一緒に見るように機会をつくっていただきたいとこのように思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 最後のお答えを申し上げます。見学が言うたらすぐできたということでございまして、2名か3名で行くのと、また団体で行くのは状況も違います。

これは決して言い訳じゃありません、言い訳をしているのではありません。

そういう、要するにどう言いましょうか、塊の問題もあると思っておりますので、そのへんは逆に御理解いただきたいと思っております。

すぐに、明日せろというたつてですね、なかなか難しい、と思っております。

それから議員さんの方はですね、是非そういうことであればなんてこつば言うかと叱られるかもわかりませんが、杉村議員さんあたりが発起人になられて是非議員さんをお連れいただきたいというふうにも思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号、平成26年度和水町一般会計補正予算(第4号)について原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

しばらく、休憩します。45分から始めます。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時47分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第45号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第8、議案第45号「平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号、平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第9、議案第46号「平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号、平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第10、議案第47号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 字の区域の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第48号「字の区域の変更について」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号、字の区域の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 常任委員長決算審査報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第12「常任委員長決算審査報告について」を議題とします。

各常任委員会において、慎重に審査がなされておりますので、常任委員長に報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 松村慶次君

○総務文教常任委員長（松村慶次君） 皆さん改めましてこんにちは。総務文教常任委員長の松村でございます。

それでは、ただいまから平成25年度決算について審査の報告を、決算審査の報告をいたします。当委員会では、9月16日午前9時から社会教育課、学校教育課、それから企画課、会計室、議

会費について審査を行いました。

まず、始めに社会教育課です。歳入の主なものは、体育施設使用料として516万1,000円、公民館使用料102万円、社会教育費補助金98万6,000円、社会教育課委託金950万円、雑入として63万3,000円です。

歳出につきましては、社会教育総務費5,860万5,000円、放課後子ども教室推進事業費に1,926万円、公民館費の主なものは公民館運営経費1,132万9,000円、内訳は非常勤職員報酬、分館長報酬や分館活動補助金などの支払いに充てられております。

公民館施設管理費1,938万3,000円、これは菊水、三加和両公民館の管理委託費、維持管理費です。手透き和紙の館運営経費87万6,000円となっております。

それから、文化財保護費として337万円、次に体育総務費1,978万円です。

これは、各種スポーツ大会の負担金です。

次に、体育施設費として2,805万円です。これは、社会体育系で社会体育係で管理している施設で町民体育館、スカイドーム2000、ふれあい会館、弓道場、またグラウンドでは3カ所であり多目的広場の維持管理と施設運営にかかる経費であり、各施設とも老朽化により修理費が増えているとのことでした。

次に、学校教育課です。学校統合事業費の決算額支出済額7億7,887万円、繰越明許費1億円と大きく、または繰越による決算額も繰越明許費9,570万円、通次繰越金2,202万円であります。

他に統合に向けての決算としまして、三加和小学校開校に在籍する児童に対する標準服を121万5,000円で購入しています。

それから、スクールバスの運行に備え、スクールバスの通学訓練を2日間行い、その委託料が25万7,000円です。

スクールバスの簡易バス待合所工事565万1,000円、閉校する3小学校の閉校記念事業費として300万円、学校跡地補助が緑小学校と十町分校、春富小に90万円、神尾小の跡地費は工事負担金で29万9,000円の支出となっております。

学校教育に対する支援として、複式学級支援員10名、特別支援教育支援員5名、英語指導助手2名、学習支援員、他と配置しております。

賃金の総額は、3,205万、すみません失礼しました。3,205万7,000円となっております。

その他保護者に対する経済的支援としまして、就学援助費の支出が児童37名228万9,000円、中学生23名に対し218万7,000円、合計60名で447万6,000円となっております。また、特別支援教育就学奨励金は小学生8名23万9,000円、中学生6名で30万8,800円、合計14名の金額が54万8,700円となっております。

それから、幼稚園就学、幼稚園就園奨励金は、29件の336万4,000円を支出しております。

奨学金貸与事業は、平成25年度において大学専門学校生徒の2人の新規申込書があり合計高校生2人、大学専門生12人の14名です。

456万円の貸与をしている状況でございます。

次に学校管理費として小学校7校分、分校1校の管理費が6,140万円です。それから、中学校

2校分3,643万円が管理費として支出しております。教育振興費として660万9,000円となっております。それから、学校建設費では25年度に三加和地域建設工事5億7,300万円、三加和地域造成工事2,600万円、三加和地域校舎建設事業費土地購入費138万円、菊水地域では菊水地域の造成工事が1億2,000万円です。

次は、企画課でございます。歳入の主なものとして産業廃棄物の処理施設モデル事業の交付金として5,000万円、路線バス維持補助金290万円、商工費県補助金650万円、寄付金、これはふるさと応援寄付金として380万円、25年度は10名からの寄付金でございました。

歳出な主な事業として、ふれあいの森緊急雇用創出事業の656万8,000円、これは玉名森林組合の事業委託でございます。それから、田舎暮らしの計画策定事業として34万1,000円、空き家バンク登録につきましては、25年度は成立していません。

現在、2件あっているとのこと。それから、地方バス路線維持補助事業としまして、産交バスへの補助金3,300万円、対象路線は菊水地域6路線、三加和地域2路線、合計8路線でございます。それで、このバスの関係としては、バス路線は今後検討課題ということで委員としても話し合うということで終わっております。

三加和小学校の跡地利用資産費用として162万8,000円、産業廃棄物処理施設地域振興策補助金5,000万円の内988万5,000円は内田地域へ残り4,000万円は基金積立てとのことでした。情報化推進経費として1億6,920万円、主なものは光ブロードバンド整備補助金9,180万円、地域おこし協力隊事業239万円でございます。この後また1日目は、会計室、議会費として審議をして初日を終えたところでございます。

2日目の9月17日午前9時より税務住民課、住民課、総務課の審査を行っております。まず、税務住民課です、収入総額8億2,352万円です。固定資産税4億1,770万円、町民税3億745万円、町税の約88%を占めております。

また、たばこ税、軽自動車税、入湯税も貴重な財源となっております。町民税は景気の回復が進む中、地域経済には十分浸透しておらず、結果町民税においては対前年比で3.8%の減となっております。

たばこ税については、町内にコンビニエンスストアが開店したことにより、売上げが増加しております。入湯税に対しては、あばかんハウスの社協への移転のため温泉は閉館、それから三加和温泉交流センターは、指定管理者移譲のため3カ月間閉館のために前年度比、マイナス29%と減額になっております。収入率は、町税全体で90.9%となり、ほぼ前年度並みとなっております。また、国保会計へ繰り出し金8,151万5,000円、また後期高齢者医療費として県広域連合へ2億3,709万円、環境衛生費として決算額2億4,317万円、その内訳として屋内消毒事業31行政区が実施されております。それから、水質汚染汚濁防止対策事業とか家庭用飲用水水質検査299件25年度されています。

それから、また狂犬病予防対策事業費として、事業等また献血推進事業については5カ所で11日間実施され、709名の実績があったと聞いています。

また、和水町は献血率は県内でトップだということでございます。

次に斎場についてです。

決算額953万6,000円、両施設とも31年経過し老朽化が進んでおり今後南関町と本町と協議を重ねるとのことでございます。一般ごみ収集業務委託料として有明広域一部事務組合へ1億7,956万円支出しております。それから、和水町の健康保険の財政状況でございますが、平成25年度の歳入総額は15億6,477万6,000円、対前年度比10.83%減です。歳出総額は15億1,816万5,000円、前年度比7.9%減でございます。

収支差額は4,661万1,000円、対前年度比58.36%の減であります。また、前年度収支は6,533万7,000円の赤字となっております。収入の内最も多いのは、国庫支出金で4億1,961万9,000円、全体の26%を占めております。次いで、前期高齢者交付金が3億1,253万3,000円で全体の19.9%、保険税が2億5,452万6,000円で全体の16.3%順となっております。

それで、今後の国保の単独での市町村での運営は厳しいとの担当の説明も受けました。

それで、和水町の個人の支払いを国保税は近隣市町村では、一番低い金額であることも説明を受けたところでございます。

それから、後期高齢者医療の財政状況であります。平成25年度の歳入総額は1億5,424万8,000円、対前年度比1.3%減、歳出総額は1億4,201万円、対前年度比2.4%減で収支差引は1,223万8,000円、対前年度比12.4%の増で黒字となっております。また、単年度収支は135万7,000円の黒字となっております。歳入の内、最も多いのは後期高齢者医療保険で7,534万5,000円、全体の39.11%を占めており、次いで保険基盤安定繰入金で5,730万8,000円で全体の37.15%を占めているところであります。

歳出では、広域連合納付金が1億3,269万9,000円最も多く93.44%を占めております。

次に最後に総務課でございます。平成25年度の一般会計歳入決算額は80億2,345万円、歳出総額は69億9,169万3,000円、一般会計では対前年度比で収入4億2,432万円、5.6%の増で支出9,773万9,000円1.4%の増となっております。歳入割合の大きい順は、地方交付税から国庫支出金また町税という順番になっております。

自主財源の根幹である町税は、歳入全体の10.3%と低い水準であり、依然として主な財源は地方交付税であり、歳入全体の43.8%を占めております。

地方交付税は2町合併からこれまで旧町ごとに地方交付税が算定され、これらの合算額が交付されてきましたが、この算定替えによる増加が平成25年度で5億5,991万円となり、この制度も平成27年度の期間までで平成28年度からは5年間にかけて、段階的に減額となり今後の財政条件については厳しいものと予測されるところであります。

一般会計における積立基金については、減債基金7,607万円、合併地域振興基金2億64万円、災害対策基金4,004万円、一般会計における基金の合計は67億6,533万円となっております。

一般管理費歳出の主なもので、有明広域一部事務組合へ848万円、弁護士の委託料として220万円、第三者調査委員会への費用として529万円、職員給与総務23名特別職2名分として3億1,527万円です。例規整備費総額で1,215万円、財政管理費総額3億3,233万円、交通安全対策費として817万円、次に選挙管理委員会費です。委員報酬及び費用として49万円、参議院議員選挙費897万

円、町長選挙費717万円、町議会議員選挙は町長と同時選挙のために262万円、それから住民投票費374万円です。

次に常備消防費です、常備消防費 1 億5,212万円、内訳は有明広域行政事務組合消防本部負担金、それと高速道路救急支弁金と支出して大まかな支出をしてございます。

非常備消防費3,395万円、内訳は和水町消防団員報酬が主で和水町の消防団員は7分団で24部の組織です。団員は555名内女性団員11名です。

消防施設費 1 億8,538万円内訳は消防資材の更新や耐震性防火水槽の新設です。備品購入で消防積載車1台、消防ポンプ2台購入してあります。

災害対策費4,561万円の内訳は主なものは、防災行政無線施設管理費430万円、災害対策基金積立金として4,007万円、これは災害、災害対策積立金は毎年23年度より4,000万円積立してあるとのことでした。

これをもちまして、総務文教常任委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 次に、厚生常任委員長に報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長（杉村幸敏君） しばらくの御静聴をお願いいたします。

なるべく長くなるようにという要望でございますので、なるべく長く報告をしたいと思っております。厚生常任委員会に付託されました決算審査につきまして、報告をいたします。

厚生常任委員会に付託された案件は、一般会計における健康福祉課、総合支所福祉課所管事務関係と特別会計の介護保険事業会計、国民健康保険和水町立病院事業会計、特別養護老人ホーム事業会計について、26年9月16日に各会計関係職員の同席のもと慎重に審査いたしました。

まず、健康福祉課は福祉係、子ども家庭係、障害者福祉係、保健予防係、地域包括支援センター、介護保険の6係で正職員17名と臨時職員2名、非常勤職員2名の21名体制で総合支所福祉課においては地域福祉係、健康支援係、正職員5名と臨時職員1名、非常勤職員1名の体制で神尾保育園においては、保育士職員5名、非常勤保育士3名、臨時職員保育士4名とで幅広く地域福祉施策や健康増進事業を実施してあります。

それでは、厚生常任委員会に付託されました所管事務の決算につきまして御報告をいたします。

まず、社会福祉総務費は予算額を2億3,860万5,000円対しまして決算額2億3,203万6,000円で前年度決算額1億8,172万1,000円と比較しますと、約5,031万5,000円の増になっております。

増加の大きな要件は、あばかん家の改修費用で設計委託備品購入を含んで5,514万1,000円でございます。金額については、大きいものだけ抽出して御報告を申し上げます。

次に高齢者福祉予算は、予算額2億7,761万円に対しまして2億7,586万7,000円の決算で前年度決算額3億7,570万円と比較しますと、3,170万3,000円となっております。

障害者関係を御報告いたします。手帳所持者、身体障害者手帳所持者757人、療育手帳所持者130名、精神障害者手帳所持者104名となっております。このうち重度医療該当者は309人いらっしゃいます。

次に、包括支援センター費ですが予算額3,769万7,000円に対しまして3,560万2,000円の決算額でございます。

次に児童福祉総務費ですが、保育所入所運営を始めとして様々な子育て支援事業を行っております。予算額3億4,164万円に対しまして、3億2,068万8,000円の決算額でございます。前年度と比較、決算額が3億170万1,000円で約2,517万9,000円の増となっております。

介護保険事業の決算について説明をいたします。平成25年度は第5期介護保険事業の真ん中で事業会計の決算は歳入総額が16億4,421万、歳出総額が14億9,726万3,000円で歳入歳出差引額は1億4,558万7,000円となっております。

ただし、国、県、支払基金等への返還金6,261万2,000円を含んでおり、実質の繰越金は8,397万1,000円となっております。単年度では1,777万円の黒字でございます。

次に災害救助費ですが、火災等が発生し家屋や人命に被害が生じた時に被災者や被災地区への見舞金を支給するもので、25年度は空き家家屋1軒の全焼30万円と神社火災による地区見舞金を合わせて2地区へ5万円の合計40万円の見舞金が支払っております。

続きまして、保健衛生総務費につき御報告を申し上げます。町民の健康の・・・と増進を図るため各種検診事業を中心に乳幼児から高齢者までの総合的保健事業を行うための、経費を支出しております。予算額の2億6,457万7,000円に対して2億6,433万3,000円の決算でございます。

続きまして予防費ですが、インフルエンザの予防接種や乳幼児の各種予防接種等の費用で3,010万4,000円の予算に対しまして、2,914万9,000円の決算額でございます。子どもから高齢者まで多岐にわたる支援を福祉課では実施しており、和水町が掲げている福祉の町を推進してまいりたいと思います。以上、健康福祉課、総合支所福祉課所管の決算についての報告を終わります。

終わりますが、特に大きな金額がひとつ、4点ありますので御報告を申し上げます。

社協の補助金として2,923万6,780円、国民健康保険支出金8,151万4,212円、病院事業会計に2億1,971万4,000円、あばかん家、あばかん家のリニューアルに4,874万3,000円でございます。

以上が健康福祉課の御報告でございます。

次に、和水町町立病院事業会計決算状況について御報告を申し上げます。和水町町立病院事業会計決算の状況の収入の部は、病院事業収益は9億397万5,000円となっており、その内訳は医療収益が7億5,010万円、医療外収益が1億450万9,000円、健康管理センター収益が1,716万7,000円、居宅介護支援事業収益が1,796万3,000円、訪問介護事業収益が1,278万6,000円となっております。

次に支出の部でございますが、病院事業費用が9億12万6,000円、内訳については省略をしたいと思います。

町立病院の運営にあたっては、職員数医師5名、正職員65名、臨時非常勤職員33名、合わせて103名の体制で運営をされております。

患者数の利用状況は、入院患者数述べ2万3,938名、1日あたり65.6名、病床利用率は66.9%と前年度より2.8%増加しております。

一応、少し飛ばしまして、自治体病院を取り巻く環境はどこも同様に厳しい状況にあります。

町立病院は、昨年から全適移行しました。そういうことで、病院の経営としましては単年度では黒字が出ております。そういうことで病院に求められる機能性や迅速性を発揮しひとつ全適の目標に向かって進んで行っていただきたいと要望いたします。

次に、和水町特別養護老人ホーム事業会計決算説明でございます。これは収入の多くはサービス収入ですが、長期入所、短期ショートステイ、通所利用者の介護給付費及び入所者利用者の自己負担金収入でサービス収入の総額が、総額の収入済額が4億3,875万20円となっております。歳入総額に対する割合は84.6%でございます。大きい数字だけ御説明を申し上げます。それから歳出については、総務費ですがこれは長期短期入所者にかかる経費及びこれに関わる職員の人件費並びに施設の管理費等の経費で支出額が4億4,069万1,258円となっております。

また、サービス収入の自己負担金の収入の施設介護自己負担金収入が6,133万11円で歳入総額に対する割合が11.6%となっております。最後になりますが、繰越金でございますが、前年度繰越金は24年度の繰越金で前年比203万6,781円減の7,517万5,149円でした。割合は14.5%となります。

続きまして歳出について、説明を申し上げます。総務費の支出済額が4,469万1,258円でございます。以上が特別養護老人ホームの決算報告でございます。

大きい数字だけを申し上げましたが、以上で厚生常任委員会に付託されました決算審査報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

建設経済常任委員長 高巢泰廣君

○建設経済常任委員長（高巢泰廣君） 建設経済常任委員長の高巢でございます。ただいまから平成25年度決算につきまして審査報告を行います。

建設経済常任委員会は9月16日関係職員の皆さん方同席のもと所管経済課、建設課の一般会計及び建設課所管の簡易水道事業、下水道事業、特定地域生活排水事業の特別会計について決算審査を行いました。

まず、経済課であります。農林水産業費3億9,562万2,000円、商工費1億7,777万6,000円となっております。部門別にいきますと、農業委員会費として2,848万7,000円で主な事業として農地の権利移動、転用、農地の利用集積、耕作放棄地対策等に取り組んでおります。

次に農業総務振興費として1億2,087万2,000円で主な事業としては、環境保全型農業直接支払交付金として82万5,600円、熊本県土地利用型農業緊急支援事業補助金として632万2,000円、くまもとグリーン農業育成事業補助金36万5,000円、環境保全型農業生産技術の導入等を支援普及を図る先進地研修等が実施されております。

イエロープロジェクト事業として234万9,000円であり、遊休農地の解消等に繋ぐ施策で25年度は平野地区が主体となり、23.5ヘクタールにレンゲが植栽されております。

新規就農者対策助成金として40万円を2名の新規就農者に助成交付されております。

次に農業振興補助金として809万9,000円を、各種生産部会の事業補助金として交付、また施設

機械等整備補助金として11件683万円、生産活動助成金として126万8,000円が交付されております。山太郎祭負担金として200万円を負担し、白石堰河川広場にて開催されております。有害鳥獣被害対策経費として232万2,000円を有害鳥獣の被害防止策を講じております。

結果、イノシシ119頭、アナグマ2頭、カラス3羽の捕獲駆除がなされ、また電気柵等の購入補助として36件92万7,000円を助成し、被害防止策が講じられております。

中山間地域直接支払事業費交付金として6,087万が交付されており、対象面積は水田395ヘクタール、畑270ヘクタール、合計665ヘクタール、54集落に交付事業費は国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合となっております。

次に、担い手育成総合支援事業費として1,039万円を認定農業者131名の研修会、講習会、営農相談、視察研修等資質の向上及び認定農業者の発掘等に30万円、また経営体育成支援として10件990万円の機械導入融資残について一部補助が実施されております。

次に土地改良事業費として6,080万円、内訳としまして土地改良事務経費398万円、団体営圃場整備事業経費1,538万2,000円、牧野小原下堰のゲート開閉装置の補修、県営であります、県営補修圃場整備事業経費として和水町西部東部地区総合整備事業負担金として1,330万円、団体営圃場整備事業経費として8,393万2,000円で農業用排水施設の改修工事、頭首工、排水ポンプの改良、改修、ため池周辺の落下防止、ガードレール等4地区617等が整備されております。

農地の利用集積による、経営規模拡大を図る農地流動化地域推進事業費として862万2,000円、農地、水、環境保全管理支援事業経費として26組織の活動促進補助金として462万5,000円、林業振興費として2,342万6,000円、事業としては中岩地区、上岩地区の間伐作業道開設工事測量設計委託、林道等維持工事、蜻浦線日平線として1,001万7,000円、失礼しました、101万7,000円、中吉地地区間伐作業道開設工事772万2,000円、森林整備地域活動支援交付金事業として560万円、次に商工総務費関係では、主なものとして商工会への補助金750万円、観光面では1億3,400万円で主な事業として観光施設整備管理事業費として1,211万5,000円、町観光協会補助200万、古墳祭事業850万円、肥後国衆祭事業400万円、夏祭り盆踊り大会事業100万円、肥後民家村管理運営事業費として815万8,000円、三加和温泉施設等管理運営事業として8,714万7,000円、事業内訳として用水ボイラ建設管理設計ボイラの取り換え工事、配管設備新設工事、泉源小屋新設、泉源小屋の新設施設改良、施設改修等工事費であります。菊水ロマン館施設管理運営事業費として571万7,000円、グリーンツーリズム推進事業で266万5,000円を支出してあります。

次に建設課ですが、土木総務費土木補助費として54行政区36団体に対し土木事業補助金として事業費の50%補助額4,086万3,000円その他、県道道路改良負担金内藤橋開通に伴う式典費用など総額5,204万円、また簡易水道事業、特定地域生活排水処理事業会計へ5,324万3,000円を繰り出し道路維持費として5,706万9,000円、道路改良費として測量設計委託7路線改良工事10路線等の事業費で1億8,368万4,000円、道路改良補助事業分として用木米渡尾線の道路整備事業費として6,397万3,000円、資材費労務費調達遅延による工期延長のため26年度繰越明許額として6,600万円、橋梁維持費として1,708万円、河川維持管理費2,984万円、町営住宅管理費として3,887万円、農地等災害復旧事業費として383万円が支出されております。

また、学校和水町小中併設型校舎建設事業費として執行済額の経費として、三加和地区関係が6億4,443万5,000円、菊水地区が2億1,645万8,000円、合計の8億6,089万3,000円となっております。次に特別会計3事業の会計についてであります。

まず、簡易水道事業会計においては歳入総額8,351万6,000円で水道使用料1,920万5,000円、一般会計よりの繰入金が3,198万7,000円、前年度繰越金が1,944万2,000円となっております、一般会計繰入金依存度が38.3%と高い状況になっております。

最終総額は6,466万2,000円で施設管理費が総支出額の50.26%を占め3,249万7,000円、地方債償還金が2,437万4,000円となっております。

次に次年度繰越金といたしまして、1,885万3,000円を計上してあります。

加入戸数も15戸新規加入があり、全体の給水戸数は631戸と増加しておりますが、一層の加入促進を図るべきだと思われまます。

次に下水道事業会計につきましては、収入総額1億335万3,000円であり内訳として使用料2,137万4,000円、一般会計繰入金6,623万8,000円、総収入の64.1%となっております、繰入金に大きく依存しております。支出総額が9,154万1,000円で内訳は公債費償還金6,346万8,000円と全体の69.3%を占めております。

次に施設管理費が1,736万円であり19%の比率となっております。次年度繰越金としまして1,181万2,000円となっております。加入率は当初計画450戸に対し391戸加入率86.9%、年々加入戸数は増加傾向にありますが、更なる加入促進を図り経営安定向上に努めることが望まれます。

また特定地域生活排水処理事業につきましては、歳入1億1,933万1,000円、歳出が9,537万9,000円であり、次期繰越金が2,395万1,000円となっております。

25年度加入が29件であり、和水町全体で2,191基の設置数となっております。下水道合併処理浄化槽の普及は生活環境の維持向上の観点から設置加入促進が今後図られることを望むところであります。以上で建設経済常任委員会の平成25年度決算報告とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） これで建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で常任委員長の決算審査報告を終わります。

日程第13 認定第1号 平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第13、認定第1号「平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 一点だけちょっとお伺いをしたいと思います。主要施策の成果報告書の方でちょっと申し上げたいと思いますが、ページが29ページになります。

消防施設費というところでございますが、この中で先ほど総務課長と打ち合わせしましたが、

備考欄の内容の中で前年比がこれは数字が円かどうかわからなかったんです、2万7,218の減となっておりますが、先ほどお聞きしますとこれは1,000円単位ということで、2,721万8,000円の減ということで認識をいたしました。

これに基づきまして、ちょっと若干お聞きをいたしますが、和水中で防火用水オープン型とそれから上の方を掘ってあります防火用水について、大体何基ぐらい今あるのかということをやっとお聞きします。

それと、オープン型につきましては周りに柵をしたりしてありますけれども、何箇所かちょっと私見に行きましたところ、非常に道路沿いにある部分につきましてはですね、非常に視野が狭くなって危険を伴うような柵も見受けられました。それと私が1番今回痛烈に思ったのは、これは熊日の熊日新聞の9月17日の社会面にでておりました。今非常に流行と言いますといけませんが、デング熱、私はデング熱と勘違いしておりましたが、デング熱ですね、非常に猛威を振っております。これも、要するに蚊による媒介ということで私たちはシマ蚊と言っておりましたが、これもここに書いてありますが、熊本県下でもこの要因があるということで、出ておりました。

これを取り上げたのはですね、オープン型の防火用水、すなわち蚊の培養する本当に愉快的お風呂だろうというふうに思います。

非常にゴミが溜まったりとか、木の葉っぱが落ちて腐敗をしたりとか、非常にこういうところが目立っております。地域の皆さん方がそれぞれ管理をされておるとは思いますけれども、このへん消防費の減額といいますか前年比で2,700万もその予算を未消化で終わると、本来ならこういう予算は必ず消化をすると、これはあの予算じゃないんですが前年比でこれだけ少なくなっておったということですので、私は何でこれだけ減ったのかなという部分もございます。

そのへんについて、ちょっと総務課長で結構ですので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 24年度と25年度のその予算の減については、ちょっとこちらに資料を持ち合わせておりませんので、ただ計画、消防施設費の計画が24年度は多かったということは言えるかと思います。

地域の要望等によって、その施設を整備してまいっておりますけれどもそれが原因ではなからうかと、それからその他にも自動車ですね、消防の積載車ですとかポンプですとかございますけれども、その車検の時期ですとか買い替えの時期等もありますので、今ここで何が原因でこの24年度と25年度の決算で差が出たかというのは、具体的に数字を持ち合わせておりませんので御容赦をいただきたいと思います。

それから、水槽の数ですけどもちょうどこちらに資料が持ってありませんでした。一般質問用のは準備しとりましたけども、具体的に数字を今何台と何槽というのは具体的に申し上げられません。

ただ、御指摘のようにデング熱につきましては水槽も大きな繁殖の場所になろうかと思います。基本的には地域の皆様方で管理をしていただいておりますけれども、今年の夏はお陰様でと言い

ますか日照りが少なかったということで、こちらまでデング熱が発生はしなくて良かったなというふうに感じておりますし、ただあの人間があればほしい東南アジアだろうと思うんですけども、もともと日本にいる蚊ではないというふうに私は認識はしておりましたけれども、今後そのオープン型の施設について夏場の管理については検討を要することだと思いました。

ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 防火用水については後ほそ、私も若干、資料的には貰っておりました。ただ一番気になったのが、やっぱり露出型、オープン型ですね、このオープン型というのはやはり事故があつて初めていろんなことで取り上げられますので、良ければ地域の皆さん方は常に管理はされとると思うんですが、消防団も含めてですね、しかし、やっぱりできますならば全てオープン型はやはり蓋付きのやつに変えていくということを私は是非やっていただきたいというふうに思います。

それと、25年度はここに書いてありますように、何箇所かは新しいのを設置されとりますけれども、やはり古いものをやっぱ見ていかないと新しいものだけ造って、古いのをそのまましていきますとこういったことになるというふうに私は思いますんで、是非予算を計上してでもやっぴりやっていただきたいというふうに思います。

それから、蓋付きの防火用水の中で漏水している部分がありました。ちょっと私確認をしてみました。満タンにはなっていないわけですね、恐らく1メートルからちょっと若干水位が下がっております。その地域の方がおっしゃるのは苦肉の策としてですね、民家の屋根から雨が落ちてきます、その水を防火用水に繋いでやりたいという要望もありました。

しかし、私はですね、それをするよりもやはり防水止めをしてピシッとした方が私はいいというふうに思いましたんで、実はこれは一般質問で準備しとったんですが、私の不注意で一般質問できませんでしたので、敢えて今日の消防施設費の中でちょっと質問させていただいたわけで。

確かにオープン型というのは、非常に見た目もずいぶん経っておるという年式も経っておるといのはわかります。これは新しいのにすり替えると相当な金がかかりますけれども、やっぱりこれもですね、ひとつひとつやっぱり確認をしていって新たな消防施設として生まれ変わらせていただきたいというふうに思います。

やっぱり火事があつた時には、一番手元にある水を先に使いますのでそのへんを十分御配慮いただいて更に点検をしていただきたいというふうに思います。

漏水をしますといざ使うときに水が足りなかったりとか、次の消防車が来るまで水が全然なかったというようなことでは私も危惧をしますので、是非そのへんも検討課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 本日の会議時間は、議事の都合によって会議時間を延長します。

ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。監査委員さんにお尋ねいたします。決算審査意見書の51ページですけれども、定額資金運用基金の運用状況調書審査意見書ということで、基金等の決算額ということで財政調整基金から産業廃棄物処理施設振興基金、14個の基金が今我が町にはあります。

それで今は一般会計ですので、特に一般会計で一番の財政調整基金、それと二番の減債基金、それと法令で積立をなさいと強制的に言われております災害対策基金、この3点についてお伺いをいたします。

地方自治体の財政の運営の健全化かどうかということを知るためには、3つの原則から調べる方法があると思います。

まず、1番目に収支均衡の厳正、原則、計画性ですね、つまり財政、実質収支額が黒字であるのか赤字であるのか、それと2番目に財政構造の弾力性の確保の原則、弾力性を求める、硬直化をしていないかどうか、つまり経常収支比率、それと公債費比率で著されると思います。

3番目に行政水準化の確保、向上の原則、積極性、これは財政力指数で著されると思います。

そこで、28ページに下の段に、以上のとおり計画性、弾力性、積極性の3つの観点から検討した。限られた財源を持って住民の要望を一時に充足することは不可能というべきである。

健全財政を維持しつつ、より一層の住民福祉向上を図るため中長期の振興計画に基づく財政計画を策定し、これに充当する財源の見通しを立てての重点的、効率的な事業実施と財政運営に一層の努力を望むというような言葉で書かれております。

そこで、お尋ねしたいのが財政調整基金、減債基金、災害対策基金、我が町の標準財政規模額、40、4、5億だろうと思いますけれども、それくらいの町で、この3つで大体どれくらいの積立が適当であるのかという監査委員さんの私的的な御見解で結構ですので、御披露いただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

監査委員 竹下進一君

○監査委員（竹下進一君） 今、池田議員からお尋ねでございますが、どのくらいの積立がよろしいのかという質問かと思えます。

そこんところはですね、十分に検討はしてなくて概ねこのくらいで大体いいのかなという感じでおります。

と言いますのは、私どもも監査委員2人で限られた人員と時間でやっております、そこまではまだ検討が行き届かないというのが実情でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい。なぜこういうことを監査委員さんに質問したかと言いますと、26ページにですね、収支均衡の原則（計画性）ということで載っております。

その中で、真ん中よりも下にですね、本年度は実質収支比率が前年度から6.4%増加していると、これは国の経済危機対策交付金云々の増及び財政調整基金の積立を行わなかったことが主な

要因であると、書かれておりましたので敢えて質問をさせていただきました。

○議長（杉本和彰君） 答弁は必要ですか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） それにちょっと付け加えます、私も私見のあれですけども、私はこの3つの基金の総額はですね、今、36億7,444万8,000円ですけども、この災害対策基金が1億2,000万、2,007万ですか、これはやはり3億から5億はないと大災害が起きた時には間に合わないと思います。

そすと、財政、減債合わせて40億から50億はあった方がいいんじゃないかと私は考えます。以上です。

○議長（杉本和彰君） 答弁は必要ですか。

監査委員 竹下進一君

○監査委員（竹下進一君） 去年は財政調整基金につきましては、これは利息の部分だけだと思うんですから、新しいのがなかったということで実質収支が増えてるところということだろうと思います。

今、池田議員から災害対策の基金の積み立てが少ないのではないかということがございました。この点につきましては、今後どのくらい積立がいいのかということについては、監査委員の方でも検討をしていきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 今の金額で約36億数千万でございます。共通基金として、自由に使えるという言い方悪いですけども、上2つが特定目的のための基金ではございませんので、今後の合併、一本算定ですね、交付税の一本算定に徐々に向かってまいりますので、財政その後の財政を健全にしていくためには、もう少しあった方がよろしいのではないかと。

ただ、金額がどれぐらいというのはちょっと今から長期シミュレーションでも作らなければ今のところ何億円というのは、申し上げにくいところでございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 1点だけお尋ねします。ページ、これは成果報告書の76ページです。文化財の調査、事務経費の中で発掘調査費2,037万円が執行されております。

これは小田地区の圃場整備に伴う発掘調査は、これは大々的にこれは2年間跨ってされたと思いますが、平成25年ので2,037万円、執行されておりますけども、その中で2、3お尋ねいたしますが、この発掘調査に年間導入されました延べ人数、それから調査に掛かりました、実働日数年間ですね、それから、調査報告書が策定されていると思いますが、何冊印刷をされたのか、それから、その報告書の費用はこの中に含まれていると思いますが、その費用、そして調査の結果、調査の結果、弥生時代とそれから中世時代の遺物出ておりますが、その中で代表的な木棺や馬具、製鉄炉が出土しております。

その中で非常に重要な製鉄炉が1基出土しておりますが、この今後の製鉄炉のことについては結論が出ておるのかどうか、以上4点についてお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 議員が御指摘の発掘調査については、小田地区の圃場整備に伴う発掘調査でございます。

これに伴う延べ人数、それから日数についてちょっと手元に持ち合わせておりません。それから、弥生、中世時代の主な出土品としまして、この議会でも述べましたとおり木棺ですね、木棺、字を書いてあるやつが2点ほど、出ております、木棺についてはですね。

それから、馬具これもそのまま綺麗に残っておりますので、非常に貴重なものと思っております。それから、製鉄炉と製鉄炉あとについては薬品を掛けまして、それを固めて今別の発掘の方ですね、文化財の専門の業者の方で一応保管をしております、いずれこれの活用については、検討する必要がありますが、具体的に置く場所等も決まっておりますので今そのままの状態になっておるといふような状態です。

それから、報告書については今年度26年度の予算でこれから作成をするというようなことになっております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 7ページの町税の中の町民税、個人分と法人分について伺いますが、当初予算額としまして、個人分で2億5,900万、そして収入済額で2,746万ということになってます。

それから、法人分として2,683万、当初予算ですね、それから収入済額として3,284万というふうになってますが、これは当初が、当初の見込みちゅうか当初予算が少なく見積もったためにこれだけ逆に済額としては多くなったのかと、いうことがお聞きしたいということと、それから町民税の階層別ですね、町民の所得がどういうふうになっているのかというのは、知っとかないかん問題と思いますので、町民税の中の階層別で人数と金額、それから昨年と比較してどういう状況か、こういったところをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） ただいま、笹渕議員の御質問でございますが、決算の町民税の前年度分で当初予算と調定額から収入額、実際、だいぶ落ち込んでおります。

実際のところ、所得、調定についても減っておりますので、収納率についてはそれほど変わりはありませんが、所得状況が例年落ちとります。

その後の質問で所得状況ということでございましたので、ちょっとお待ちください。

申告の方から挙がりました、25年分の所得、業種別の所得ということですけど、まず営業の方で所得金額が4億3,160万円、前年分と比較しますと374万円の減、人数にしますと433名、前年分と比較しますと、3名の増ということになります。

平均所得金額が99万円、前年分と比較しますと1万5,000円の減となつとります。

次に農業所得金額でございますが2億2,327万円、前年分と比較しますと8,528万円ほど減少しとります。人数にしますと1,103名、前年分比較で47名の減となつとります。

農業の平均所得金額は20万2,000円、前年分と比較しまして約6万5,000円の減少でございます。

次に給与所得金額でございますが75億2,112万円、前年分と比較しますと1,450万円ほど減少しとります。人数にしますと、5,084名、前年分比較で65名の減でございます。平均所得金額としましては、147万9,000円、前年分比較で9,000円ほど減少しとります。

次に、公的年金の所得金額でございますが、9億3,786万円、前年分と比較しますと1,595万円の増、人数にしますと4,579名、38名の減、平均所得金額が20万4,000円、前年分と比較しますと若干で1,700円ほど減少しとります。

以上で例年、昨年からもですけど引き続き減少しとります。

近年、景気回復の兆しがあると見られて新聞、報道にもありますけど、まだまだ地方部に対しては、その兆候がみられないというような状況で全体的に減少という形で、処理しとります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今、最後述べられたように、景気回復はなかなか地方まで回ってこないもので、前年度に比べて全体的にも今答弁がありましたように、減ということだと思っております。そういう厳しい中でやっていかなければならないわけですけども、もう1点です。法人税関係です。そちらの方はどうでしょうか、これそのものが当初見てた部分が低く見てたのかそれとも法人税関係で法人の収入が増えてきて、増額になっているのか、昨年と比べてもどうなのかちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 実際、法人の人数にしてはあまり変更はありませんが、当初見込みから比べると景気関係で落ち込みがあつてると、・・・で捉えていただきたいと思います。以上です。

失礼しました。当初の見込み誤りということで実際法人税額は上がっておりますので。失礼しました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） ページ74ページですね、学校統合事業、6番ですね、学校統合事業ですが、これまで支出した金額ですね、三加和地区、菊水地区、それぞれどういうふうになつてるか、もしこちらに資料が持ち合わせがあればお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） これまでの統廃合事業の金額という御質問でありますけれども、三加和区域については、平成26年度のプールの建設事業これで事業完了しております。

それで、その分も含めたところで三加和区域の方が10億6,497万円というふうになつとります。内訳としましては、用地費等が2,312万6,000円、造成工事関係1億1,726万2,000円、設計監理費が8,562万6,000円、建築工事関係が8億3,895万6,000円というふうになつとります。

それから、菊水区域の方ですけれども、用地費、それから造成それから設計監理費関係で、これもこの金額が25年度までの金額、26年度の造成工事を含めまして、合計の9億4,952万4,000円というふうになつとります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 決算認定ですので、私はこの25年度の予算案に反対をしておりました。

これは、番城グラウンドに学校建設には反対という立場を述べて反対をしたわけですがけれども、そういう理由からこの決算認定には反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 決算書の21ページ、23、2のですね、奨学金貸付金の返還金ということで、1と2の節がありますけれども、これに対して成果報告書の中では69ページと70ページがありますけれども、今現在このような感じで延滞がなされてるということで、この方たちとの連絡の仕方と全然打ち合わせないとか、少しずつでも返還があつておるとかそういうことがあれば報告していただきたいとします。お聞きしたいとします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 奨学金の返還に対して、未納になっている方の対応ということでございますけれども、定期的に職員2人で時間的には夜になりますけれども訪問をしてお話をさせていただいております。

毎月というわけには、ちょっとなかなかいきませんが、定期的に訪問をしているということで、その行ったときに貰えるということではありませんけれども、少しずつでも入れてほしいといったようなことでお願いをしているといった状況です。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） この方たちは、町内にいらっしゃるのかと、私が申したいのは結局みんな応答はされるのか、返したいという気持ちは持たれてるのかをちょっと聞きたかったんです。

そこらへんのところを答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） もちろん、訪問しまして、その相手の方も返済はしないといけ

ないという気持ちは持たれておりますので、気持ちとしては支払いをしたいということであるけれども、その滞納金額をすぐまとめてというわけにはいきませんので、少しずつでもというような形をお願いをしております。

貸与期間の1.5倍の期間ということで、だいたい返還なっておりますけれどもそれ以降を過ぎた人達に対して、やっぱりそのままほおっておくわけにはいきませんので、定期的に訪問をしていると、町内の方でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 大変な作業ですけども、今後もこういう奨学金制度はしていかなければいけないと僕は思ってますんで、こういう大事なことで結局は町民の皆さんに負担を掛けるということで、こういうことは廃止にならないようにも、そういう方たちのためにも次の未来の子どもたちのためにも、しっかり納入していただくように努力をしていただきたいと申し添えて終わりたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号、平成25年度和水町一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

しばらく、休憩します。

休憩 午後5時17分

再開 午後5時30分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、池田議員の質問に対し答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先ほどの池田議員の基金の質問の中で、財政調整基金、それから減債基金、特定目的基金であります、災害対策基金のお話が御質問をいただいております。

実は、この災害対策基金は3年前の東日本大震災の発生を受けて町独自で基金を積み立てることとなったもので、23、24、25で積み立てておまして、現在1億2,000万円積み立てているということでございますので、法律に基づくものではなく町の任意の基金でございます。

以上、御説明をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（杉本和彰君） 小山議員の質問に対し、答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 田中城発掘調査についての質問でございました。その中で発掘調査に掛かる延べの人数、それから日数ですけれども、まず人数ですけど2,700人が関わっております。それから日数については、雨等が結構多かったんですけれども190日作業をしていただいております。

それから、成果報告書の作成の予算ですけれども、平成26年度で計上しております、120万を計上しておるところです。

ただ、この成果報告書については発掘調査の成果品が非常に多かったこともありまして、26年度の作成ができるかどうかというのはちょっと微妙なところで、県とも今話をしておりましてひょっとしたら次の年度になる可能性もあるということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） しばらく、休憩します。

休憩 午後17時33分

再開 午後17時33分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 冊数は300冊ということで、はい。何回も失礼いたしました。

日程第14 認定第2号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第14、認定第2号「平成25年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 25年度の単年度で収支が6,522万3,000円のマイナスでございます。

私ですね、国保の運営協議会に入っておりますこの前事務方の方から、和水町は4町の中では一番安い算定になっているという中で、今後どういうふうな協議会の中で話をするかという話がありました。

町長の公約の中にも、期間限定で引き下げができないかというような話の中で、私も協議会に入るとる以上は運営をどういうふうに考えるかというところで、町民の皆さん方にしょうがないけど御負担をしていただければしょうがないと、していただきたい、いただければ国保の運営が事業ができないということで、もしかしたらそういう指針を出す時が来るかもしれません。

そのような場合、私は議員としてやっぱり協議会の中で指針を出したことを私自身がこの本会議場で否決はできないわけです。はっきり言って。

町長としてこのところをどういうふうを受け止めて、今後、協議会の中にどういう指針を持ってきたいのかそこらへんも含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、お答えします。この部分はざっくりばらんな話で、私も不勉強でございましたことは、認めざるを得ません。

また、そういうことができるかできないかの試算検討をさせていただきたいというようなことで、当然協議会の方の御意見あるいは現状というのは尊重しなくてははいけません。

この協議会に対しまして、この場ではちょっと関係はありませんけれども、国保及び町立病院及び施設、このへんの将来像を含めまして近々に諮問という形でお伺いを申し上げたいというふうに思っております。

ですから、それを受けていただいて是非とも受けていただいて、御一緒に私も勉強させていただければありがたいとこういうふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 約束は約束ですけれども、私としては、こういう協議会の中で町民の皆さん方にやっぱり負担していただければいけないという答申をださせてもらった時に、私は公約だからこれに対してはあげられませんと言われたら、ちょっとおかしいかなと僕は思って、そういうことであるならば、私はこの協議会を抜けんといかんという思いの中で、今質問させてもらってます。

そういうことも重々含めながら、今後そういうことも取り組んでいただきたいということを申し添えて質問を終わります。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 申し上げたとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号、平成25年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第15 認定第3号 平成25年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第15、認定第3号「平成25年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) 4ページですが、一番上の保険料ですね、第一号被保険者保険料2億5,743万円、当初予算となっておりますが収入済額が2億4,347万ということで、1,400万円ほど少なくなっております。

この主な理由としては、どういうのがあるのかお聞きします。

○議長(杉本和彰君) 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長(堤 一徳君) この2億2,743万5,000円が現年度分の特徴分でございますけども、この特徴分が前年度よりも少し減ったという部分の93.4%ということになっておりまして、この部分が少し減ってきているという部分で保険料が少し下がったと。

人員につきましては、第一号保険者数は24年度も4,011名、25年度も4,011名でございますけども、その特徴部分の中で少し減った部分だと思っております。

○議長(杉本和彰君)

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) その横に収入未済額368万てありますが、これは内訳と主な理由について

て伺います。それから、16ページに歳入総額が16億4,400万、16億4,442万と、それから歳出が14億9,762万ということで、差引額が1億4,658万ということで、歳出の約1割が差引ということで、これは次年度に繰り越しという形になるかと思いますが、今介護保険料、これまで言いましたように県内で4番目に本町は高いということで、非常に重税感と言いますかその高いのもっと下げてほしいという声があるわけですが、その点についてどういうふうに思われるか、2点について伺います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） まず、滞納分でございますけれども、普通徴収の滞納が未収額の方で133万970円、それと滞納繰越分の普通徴収保険料が235万8,752円が未収入という部分になります。それから、来年度への繰越ということで、実質収支額が1億4,658万7,616円ということになつておりますけれども、実質、国、県等への返還金が生じております。

これは、この補正でお願いした部分でございますけれども、返還金が6,261万6,189円ということになりまして、実質繰越金が8,397万1,427円となりまして、単年度の実質決算でいきますと1,777万円の黒字という部分になります。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 先ほどちょっと、未済額の内訳は説明ありましたが、その主な理由を理由、どういうのが考えられるかということで、ちょっとお聞きをしたいということと、町長にお聞きしたいのですが、先ほど言いましたように県内で4番目に高いということもあって、町内の所得、町民の所得からしますと非常に高いということで、払うのも大変だという声もありますし、それから、年金も毎年のように今下がってきてますので、そういう中での介護保険料の高さがどんどん負担が増えてるという状況なんですね、そういう面では是非介護保険料引き下げをということで、住民の方の声もありますのでそういう声に答えていただきたいと思っておりますけれども、その点について伺いたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 課長の方が先がいいですかね。すみません。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 滞納の原因ということでございますけれども、お願いはずっとこう回っております。是非とも入れてください。また後々に3割の部分がでてくると、普通は一般的には1割の負担になりますけれども、あんまり滞納が増えますと3割負担というふうな部分がありますので、是非とも納入をしてくださいということで滞納整理には行っておりますけれども、なかなかとちょっとどうしても出来ないということで、入れていただかない部分があるということでございます。

主な原因と申し上げられましても、うちの方でどうだということははっきり言える部分はありません。ただ単にどうしてもお金がないから今日は納めができませんという御返答しかいただきませんので、できるだけ入れたいという気持ちはあるということではお話をいただきますけども、ちょっと今日は無理だという部分で御支払いをいただいていないというのが現状でございます。

そのへんはあまり聞いてはおりません。もう仕事が全然ないからもうダメですよというようなことですね、いう部分では、1年目は可能性があります。

退職されて1年目というのは、どうしても前年度分の所得があるものですからその部分で高い部分に保険料がなるという可能性はありますけれども、他はもうその部分安い部分に該当されるという形になりますので、あまりこのへんでは経済的な部分とばかりは言えない部分かなと思っております。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えをいたします。介護保険料についての思いと、いうことでございますけれども、惜しまれた形で申し上げれば、なるべく保険料というのは安いということにこしたことはありません。

その点で申し上げれば、引き下げたい、引き下げたい、しかし現実的に先ほど申し上げましたように単年度で言えば、ギリギリの繰り回しということでございます。

従いまして、単に「いや、そういうことは考えません。」ということじゃなくて、要するに介護保険、納めていながら介護保険に関わるサービス、介護サービス、これを受けなければ要するに基金は潤うわけでございますので、そういう意味では、再三再四、話題になっております介護予防、このへんの充実についても力を入れていかなくちゃいけない、介護予防というのを現物支給というふうに考えていただければ、このへんを充実させるということは、実質的な介護保険料の引き下げに相当するというような考え方もできるのかなというふうに考えるところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質問ありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号、平成25年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第16 認定第4号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第16、認定第4号「平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号、平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第17 認定第5号 平成25年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第17、認定第5号「平成25年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第5号、平成25年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第18 認定第6号 平成25年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第18、認定第6号「平成25年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第6号、平成25年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第19 認定第7号 平成25年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第19、認定第7号「平成25年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第7号、平成25年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第20 認定第8号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長(杉本和彰君) 日程第20、認定第8号「平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第8号、平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

日程第21 認定第9号 平成25年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第21、認定第9号「平成25年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第9号、平成25年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

日程第22 認定第10号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（杉本和彰君） 日程第22、認定第10号「平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この後期高齢者医療制度では、75歳以上ということで、その人たちの会計で成り立っているということもあって、医療費が多く嵩めば医療費も上がるというふうになってますが、今熊本県のこういう組合としてですね、平成24年度と25年度の決算というのは県の方から情報は入ってますか。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） それじゃあの、24年度25年度、手元にあります資料分で、後期

高齢者の医療費の状況ということでよろしいでしょうかね、県下全域ということで、いいですかね。それでは、24年度の熊本県全体で被保険者数が26万4,446人、25年度が26万7,522人です。

それから、後期高齢者の医療費といたしまして、費用額だけ申します。

県が、2,665億4,830万8,265円ですね、これが24年度です。それから、25年度の後期高齢者の医療費総額が2,732億686万6,876円です。失礼しました。

1人あたりの医療費を言いましょうか、費用額で熊本県全域で24年度が100万7,950円ですね和歌山県では、81万3,214円となっております。

25年度が1人あたりの医療費で熊本県全体平均で102万1,250円、和歌山県では87万9,440円となっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今、県平均からしますと、1人あたりは和歌山県の方が低いと、医療費がですね、そういう答弁だったと思いますが、そうしましても押しなべて全体で医療費が決まってくるということだと思うんですね、だから努力は町内でも後期高齢者の方のいろんないきいき体操とか、いろんなことをやりながら努力はされとると思うんですが、そういう面では他の高いところに1人あたりの医療費が高いところに比べたら、その分を負担してやってる部分がありやしないかというふうに思うんですね、それで、もう1点聞きたいのは、決算上、差引いくらぐらいあるのかと歳入から歳出、引いた場合ですね、いくらぐらい24年度と25年度残ってるか、その資料もありますかね。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） すみません、県下全域の資料は今手元の方にはちょっと手持ちがありませんので、休憩しますか。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 後期高齢者医療制度そのものが私は、反対の立場を述べてずっとこの8年間来ましたが、やっぱり高齢者の方の今の暮らしを考えますと先ほど医療費の件でも和歌山県では努力をしているけれども、県全体でいくとこんなに負担が増えてくるということだと思います。

そういう面でも、私、反対なんです、聞いてるところによりますと、歳入から歳出引きますとですね、30数億円だったか、毎年のようにそりゃ繰越として出てるんでしょうけれども、そういうふうに余ってる部分があるということもあって、この決算には、反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第10号、平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、認定第10号は認定することに決定しました。

日程第23 認定第11号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算

○議長(杉本和彰君) 日程第23、認定第11号「平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第11号、平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、認定第11号は認定することに決定しました。

日程第24 報告第4号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（杉本和彰君） 日程第24、報告第4号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） ただいま議題となりました、報告第4号平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、一般的に財政健全化法と申しますけれども、その第3条第1項及び同法22条第1項の規定によりまして、前年度の決算に基づく町の財政の健全性を判断する指標を下の箱の中にあります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つと資金不足比率、その算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付しまして、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと規定をされております。

この規定に基づき議会に報告するものでございます。

財政健全化法は、地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐために財政の早期健全化を促すために平成19年6月に成立をいたしまして、21年4月から施行された法律であります。

本町の健全化判断比率について、御説明を申し上げます。

この健全化判断比率でよく使いますのが、標準財政規模という単語が頻繁に出てまいります。

標準財政規模と申しますのは、地方自治体の一般会計の標準的な規模を示す指標でありまして、健全化指標の分母となるものでございます。

具体的には、標準税収入額、普通地方交付税、地方譲与税で求められます、その町が標準的に収入しうる計上一般財源を指して標準財政規模と申します。

まず、最初の実質赤字比率ですけれども、これは、普通会計のみ一般会計、特養会計、国保会計、介護会計を対象といたしまして、収支のが赤字である場合の標準財政規模に割合、占める割合を示すもので、本町におきましてはこれら普通会計において実質的な赤字が発生をしてございませんので、比率は出ないということでございます。

次に連結実質赤字比率、これは普通会計に企業会計等を含めた全会計が対象となりまして、その全会計を合わせた収支が赤字の場合に標準財政規模に占める割合を指しますが、本町の場合、全ての会計において赤字が発生しておりませんので、数字は掲載がございません。

次に実質公債費比率は、普通会計、特別会計、企業会計及び本町が加入しております、一部事務組合であります、有明広域行政事務組合ですとか、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となりまして、標準財政規模に占めます公債費、公の債権の費と書きますが、公債費の割合が過去3年間の平均値を出します。

本町におきましては、6.5%でございます。

前年度に比べまして0.3ポイント減少をしている状況でございます。

ちなみにこの下の括弧の中の数字が早期健全化指標と言われるものでございますが、これは、健全化法に基づくものでございます。

先に一般会計の折にも申し上げたかと思いますが、18%から25%未満に達した時には公債費、起債の許可を得るために、公債費適正化計画というものを策定しなければならないことになっております。

次に、将来負担比率は公債費比率の分子となったもので、更にそれに第3セクター等を加えたものが対象となります。

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものでありますが、現在、本町においては数値はございません。

これは、将来負担すべき負債に対して充当可能な基金が存在しているということによるものでございます。

最後に資金不足比率、これは住宅用地造成会計を始めとする5つの公営企業会計のみを対象としたものでございまして、資金不足が事業規模に占める割合を示すものです。

本町の場合いずれの公営企業会計も資金不足を生じておりませんので、資金不足比率の数値はございません。

この資金不足比率も健全化判断比率と同じく財政健全化法で設けられておりまして、自治体の運営いたします、公営企業の健全化を図る指標であります。

2ページ以降に、監査委員の意見を付しておりますことを申し添えて、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） 本案について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

以上で、報告第4号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

日程第25 報告第5号 平成25年度和水町一般会計繰越精算報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第25、報告第5号「平成25年度和水町一般会計繰越精算報告について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 報告第5号、平成25年度和水町一般会計繰越精算報告について御説明を申し上げます。

この報告は、平成24年度一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので精算をいたしまして、地方自治法施行令145条第2項の規定によって報告するものでございます。

次のページの継続費精算報告書で御説明をさせていただきます。

全部で3つの事業に分かれております、まず1枚目が三加和区域小中併設型校建設管理委託事業です、について報告します。この継続費は平成24年度の当初予算において、24、25の2カ年で

継続費を設定をしておりました。

全体計画といたしましては、合計2,430万円としておりましたが、しておまして24年度の支出済額は0で、25年度において施工をいたしております。

その執行額が、支出済額が2,247万円となりました。財源については、地方債、合併特例債を活用して充当をしている事業でございます。以上、御報告を申し上げます。

次のページが、三加和区域小中併設型小学校校舎建設工事でございます。この継続費も同じく24年度、25年度の2カ年で継続費を設定しておりました。全体計画としては3億6,000万円として24年度の支出が9,954万円、そして、25年度に支出済額が2億3,579万9,340円となりまして、合計で3億3,527万9,340円となったところでございます。

財源につきましては、国庫補助金1億8,338万3,000円、地方債といたしまして、合併特例債を1億2,360万円、そして、その他は地域の元気交付金の2,159万7,000円を充当したものでございます。

3件目が、その裏になりますが、三加和区域小中併設型小学校屋内運動場建設工事でございます。この継続費も前の2つと同じく24年度当初予算において、24、25の年度の2カ年の継続費の設定をしておりました。全体で計画では、2億5,500万円といたしまして、24年度の支出済額が7,024万円、25年度が1億6,391万円、合計で2億3,415万円となったところでございます。

財源につきましては、国、県の支出金で1億4,623万6,000円、地方債、これは合併特例債を8,120万円を充当いたしたところでございます。

以上、報告第5号、平成25年度和水町一般会計繰越精算の報告といたします。

○議長（杉本和彰君） 本案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

以上で、報告第5号、平成25年度和水町一般会計繰越精算報告についての報告を終わります。

日程第26 陳情等の常任委員長報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第26「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 松村慶次君

○総務文教常任委員長（松村慶次君） 総務文教常任委員長の松村でございます。本定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情の審査結果について報告いたします。

なお、審査につきましては、9月17日大会議室におきまして慎重に審査を行っております。

受付番号第115号、2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出のお願いの審査結果は採択です。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第115号「2015年N P T再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出のお願い」を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

受付番号第115号、2015年N P T再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出のお願いは、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、受付番号第115号、2015年N P T再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出のお願いは、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（杉本和彰君） 次に、厚生常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長（杉村幸敏君） 厚生常任委員長の杉村でございます。本定例会において、厚生常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について御報告いたします。

なお、審査につきましては、9月16日決算審査終了後、委員会室におきまして慎重に審査を行っております。

受付番号第228号、手話言語法（仮称）制定に向けた意見書提出請願書についての審査結果は採択です。以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第228号、手話言語法（仮称）制定に向けた意見書提出請願書についてを議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第228号、手話言語法(仮称)制定に向けた意見書提出請願書については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、受付番号第228号、手話言語法(仮称)制定に向けた意見書提出請願書については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(杉本和彰君) 次に、建設経済常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 高巢泰廣君

○建設経済常任委員長(高巢泰廣君) 建設経済常任委員長の高巢でございます。本定例会において、建設経済常任委員会に付託されました陳情の審査結果について、報告いたします。

なお、審査につきましては、9月17日中会議室におきまして慎重に審査を行っております。

受付番号第163号、上和仁地区内一部農道の町道編入に関する要望書につきましては採択です。

次に、受付番号第241号、農協改革に関する請願書の審査結果は採択です。

受付番号第84号、住宅の新築、リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書の審査結果は採択です。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告を終わります。

○議長(杉本和彰君) 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第163号、上和仁地区内一部農道の町道編入に関する要望書を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

○議長(杉本和彰君) 受付番号第163号、上和仁地区内一部農道の町道編入に関する要望書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、受付番号第163号、上和仁地区内一部農道の町道編入に関する要望書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(杉本和彰君) 受付番号第241号、農協改革に関する請願書を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

○議長(杉本和彰君) 受付番号第241号、農協改革に関する請願書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、受付番号第241号、農協改革に関する要望書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(杉本和彰君) 受付番号第84号、住宅の新築、リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第84号、住宅の新築、リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、受付番号第84号、住宅の新築、リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（杉本和彰君） 日程第27「閉会中の継続審査について」を議題とします。

総務文教常任委員長と厚生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第28 議員派遣の件

○議長（杉本和彰君） 日程第28「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第29 閉会中の継続調査について

○議長（杉本和彰君） 日程第29「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく、休憩いたします。

休憩 午後6時32分

再開 午後6時34分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、議員提案で発議第3号「2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について」

発議第4号「手話言語法（仮称）制定に向けた意見書提出について」

発議第5号「農協改革に関する意見書提出について」

発議第6号「今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のための緊急対策を求める意見書提出について」が提出されました。

以上、4件を日程に追加したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

発議第3号から発議第6号までを日程に追加し、追加日程第1から第4までとし議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第3号 2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第1、発議第3号「2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について」を議題とします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第4号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書提出について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第2、発議第4号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書提出について」を議題とします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第5号 「農協改革」に関する意見書提出について

○議長(杉本和彰君) 追加日程第3、発議第5号「「農協改革」に関する意見書提出について」を議題とします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議第6号 今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のための緊急対策を求める意見書提出について

○議長(杉本和彰君) 追加日程第4、発議第6号「今年の米価下落にあたって生産コストに

見合う米価のための緊急対策を求める意見書提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 発議第6号、今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。平成26年9月16日。提出の理由といたしまして、米の生産にかかる費用は一俵1万6,000円ですが、今年産は農協の概算金が全国的に発表され、一俵7,000円から8,000円台の産地銘柄が続出しております。

米価下落の緊急対策を行い地域農業の維持発展に資するため、この意見書を提案をいたします。失礼いたしました。日にちは9月19日でございます。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。

発議第3号、発議第4号、発議第5号、発議第6号の意見書等について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

9月議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

去る、9月10日以来、10日間、議員各位におかれましては、御熱心に審議を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、会議を通して議事進行に各位の御協力を得ましたことを重ねて御礼申し上げます。

町執行部におかれましては、今期定例会において、成立しました諸議案の執行に当たって、適切な運用をもって進められ、町政の発展のため一層の努力をいたされんことをお願い申し上げ閉会の御挨拶といたします。

これで、平成26年9月和水町議会定例会を閉会します。

起立願います。

御苦労さまでした。

閉会 午後6時45分

和水町議会議長

署名議員

署名議員